

## 第6回

# アジア主要都市・地域の 投資関連コスト比較

1997年12月調査

日本貿易振興機構

海外調査部

ジェトロは、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロがかかる損害の可能性に知らされていても同様とします。

アジア主要都市・地域の投資関連コスト比較 (1997年12月)

通貨単位: 米ドル

	都市周辺	ソウル (韓国)	北京 (中国)	上海 (中国)	大連 (中国)	深圳 (中国)	中国香港 (中国)
賃金	①ワーカー (一般工職)	1,088~2,046	66~115	197~219	88~164	77~163	800~1,783
	②エンジニア (中堅技術者)	1,546~1,880	181~289	320~406	158~274	145~299	1,805~3,618
	③中間管理職 (部長クラス)	2,205~2,619	289~639	447~527	229~446	201~338	1,805~5,233
	④最低賃金	10.3/日, 1.3/時間 *1	35/月	38/月	市内 30/月 開発区 36/月	特区外 51/月 特区内 39/月 *1	なし
地面・事務所賃料等	⑤工業団地(土地)購入価格(m <sup>2</sup> 当たり)	134 *2	81.9 *1	35~40 *1	61.6 *1	42~46 *2	368 *1
	⑥事務所賃料月額 (m <sup>2</sup> 当たり)	37.5 *3	25.3 *2	80 *2	37.7 *2	16~19 *3	40~80 *2
	⑦駐在員用住宅借上料	2,451 *4	4,800 *3	5,200	3,054 *3	145~362	2,842~5,168 *3
電話料金等	⑧電話架設料	216	543	604	399	362~658	78
	⑨電話基本料金月額	2.2	2.6	5.8	4.3	3.3	12.7
	⑩国際通話料金 (日本向け3分間)	1.8 *5	6.0	6.5	4.6	4.6	1.6~3.1
	⑪携帯電話購入価格	493 *6	362~844	1,028 *3	676 *4	600	645
電気・水道	⑫業務用電気料金 (KWh 当たり)	0.05 *7	0.099	0.09	0.08	0.12	0.09
	⑬業務用水道料金 (m <sup>3</sup> 当たり)	0.45~0.85 *8	0.097	0.12	0.18	0.26	0.60
自動車	⑭乗用車購入価格 (1500cc以下)	8,321 *9	6,024~12,048	16,546 *4	16,546 *5	17,512 *4	18,466 *4
為替	⑮現地通貨対ドルレート (1ドル)	1,156.1 ウォン	8.28 元	同左	同左	同左	7.74 HK
経済指標	1人当たり GDP (96年)	10,548 *10	677.6	2,568(上海)	1,647(大連)	3,188(深圳)	24,470(香港)
	外貨準備高 (97年第3四半期末, 100万ドル)	30,430	134,070 *4	同左	同左	同左	91,800(香港) *5
	消費者物価上昇率 (97年第3四半期, %)	4.2	3.4	同左	同左	同左	5.9(香港) *6
	賃金上昇率 (96年, %)	12.2 *11	12.1 *5	4.3(上海) *5	10.7(大連)	12.1	n.a(香港)
	失業率 (96年, %)	2.0	3.0	2.8(上海)	2.2(大連)	3.0	2.8(香港) *7
	法人税 (標準税率, %)	16.0~28.0	33 *6	同左	同左	15.0(深圳)	16.5(香港)
	個人所得税 (最高税率, %)	40	45 *7	同左	同左	同左	15.0(香港)
	外国投資受入 (件数, 96年~97年上半期)	966~334 *12	24,556~9,753	2,106(上海, 96年)	802~360(大連)	999(深圳)   96年	n.a(香港)
	" (同認可額, 100万ドル, 96年~97年上半期)	3,202~4,463 *12	73,280~23,810	11,068(上海, 96年)	2,469~1,193 (大連)	2,422(深圳)   96年	n.a(香港)

注	1. 工業団地や賃金などの情報は都市周辺部の特定工業団地および企業の例	*1 1996年9月~97年8月 *2 天安外国人企業専用団地。年借料は1.63ドル/m <sup>2</sup> *3 永豊ビル、鍾路区 *4 新東亞7 <sup>th</sup> 、竜山区	*1 50年使用権価格 (北京経済技術開発区) *2 開発区管理委員会大校 *3 龍頭公寓 *4 97年9月末 *5 全国都市労働者・職員平均賃金 *6 企業所得税30%に加え、地方税3% 経済特区・経済技術開発区の生産型外資系企業の場合は15% 沿海経済開発開放区・経済特区・技術開発区の市街地の生産型外資系企業の場合は24%	*1 上海松江工業区50年使用権価格 *2 上海商城 *3 モトローラ 8200C *4 国産車 (サンタナ 普通型 1800CC) 輸入車 (アウディ 2600CC) は7万8,502ドル *5 上海市の職工の賃金	*1 大連工業団地開発管理有限分限価格 (契約年数にかかわらず、8,000円/m <sup>2</sup> ) *2 森茂大厦 (市内)、賃料の他に1m <sup>2</sup> 当り50元の定額管理料が必要。 *3 博愛大厦 (市内) *4 アウディ S1500cc *5 ヴァウ S1500cc	*1 1996年6月、経済特区内と経済特区外に分かれている *2 平米当たり年借料 (建物付)。 *3 深圳市布吉鎮、経済特区内と特区外で異なる。工場用地は特区外、事務所は特区内、駐在員住宅は両方。 *4 深圳市は、経済特区と特区外に分かれている。最新の傾向はサービス産業化が進みつつあり、事務所は特区内にあるが、工場は徐々に特区外に移りつつある *3 国際金融大厦 *4 サンタナ	*1 Tai Po Industrial Estate (分譲価格) *2 金麗 (Admiralty) *3 Taikoo Shing, Kornhill *4 カローラセダン Gli, 税込み *5 97年10月時点 *6 消費者物価指数 A (甲類) *7 97年7~9月: 2.2%
	2. 賃金は中小規模日系製造業5社程度の平均給与、賃金は月額給与 (賞与、諸手当込み)						
	3. 駐在員住宅は都心アパートメント (150m <sup>2</sup> または2ベッドルームタイプ)	*5 1分以内は6秒毎に0.07ドル *6 三星電子エニコー (本体、別途加入保証金78ドル) *7 このほか月額基本料金として4.26ドル *8 このほか月額基本料金として10.73ドル/m <sup>2</sup> *9 現代7 <sup>th</sup> 1,500cc (ABS, 177 <sup>cc</sup> , 17 <sup>inch</sup> が込)					
	4. 乗用車は国産若しくは現地組立車	*10 1人当たり GNP (96年) *11 諸手当を含まない *12 新規・増資を含む					
	5. 経済指標は、特に断わりのない限り、全国統計						
	6. 外貨準備高は IMF、IFS および各統計を使用						
	7. 外国為替は 97年12月5日現在のインターバンク・レート						

アジア主要都市・地域の投資関連コスト比較 (1997年12月)

通貨単位: 米ドル

	台北 (台湾)	シンガポール (シンガポール)	バンコク (タイ)	クアラルンプール (マレーシア)	ジャカルタ (インドネシア)	バタム島 (インドネシア)	コロンボ (スリランカ)
賃金	① 913~1,260	973 *1	90~227	148~281	65~97	90	63~81
	② 1,323~1,700	1,986 *1	215~550	736~1,139	139~350	187	103~185
	③ 2,079~2,803	2,675 *1	382~1,911	1,181~1,627	194~1,373	507	205~302
	④ 499/月 *1	なし	3.87 *1	なし	43/月 *1	58.75/月 *1	45 *1
地価・事務所賃料等	⑤ 306 *2	10.3~30.9 *2	52 *2	101~116 *1	90~98 *2	74~115 *2	0.62 *2
	⑥ 19~25	39.9~58.6 *3	11.7 *3	20.2 *2	28~30 *3	11.75 *3	16~25 *3
	⑦ 1,197~1,417	2,474~2,783 *4	1,068 *4	940~1,207 *3	3,800 *4	618~989 *4	1,148~2,296 *4
電話料金等	⑧ 94	61.8	162 *5	107~134 *4	200	132 *5	271 *5
	⑨ 13 *3	7.7	2.46 *6	8.3	7.8	6.4 *6	1.3
	⑩ 3.3 *4	2.4 *5	3.0	2.33 *5	1.3	11.13	5.1
	⑪ 756 *5	710 *6	512 *7	322 *6	412 *5	618.43 *7	265 *6
電気・水道	⑫ 0.1/0.08 *6	0.053~0.059 *7	0.03 *8	0.05 *7	0.023~0.042 *6	0.09	0.09
	⑬ 0.16~0.20	0.72 *8	1.22	0.32 *8	0.29/0.82 *7	1.05	0.5
自動車	⑭ 13,858	75,325 *9	12,542 *9	14,535 *9	16,688 *8	17,007 *8	24,598 *7
為替	⑮ 31.75 台湾元	1.6175 ドル *10	41.86 バーツ	3.722 リンギ	4,000 ルピア	同左 *9	60.98SL ルピー
GDP/Capita 名目 (96)	12,872	22,904 *10	1,819	3,020 *10	1,155	同左	760
外貨準備高 (97年第3四半期末、100万ドル)	82,900 *7	73,234	29,612	13,563 *10	19,873	同左	2,753
↑ 上昇率 (年率第3四半期、%)	1.1	2.3	6.0 *10	2.6 *11	5.4	同左	13.9
賃金上昇率 (96年、%)	4.1	6.0	13.9(95)	10.1 *12	10.1	n.a.	8.3 *8
失業率 (96年、%)	2.9 *8	2.0	2.6	2.5	7.2	同左	11.6
法人税 (標準税率、%)	25 *9	26	30	28	30	10~30	35 *9
個人所得税 (最高税率、%)	40 *10	28	37	30	30	同左	35 *10
FDI(件数) (96年~97年上半期)	413~549 *11	n.a.	548~293 *11	571~223 *13	959~532 *9	84~82 *10	131~120 *11
" (金額) (96年~97年上半期、100万ドル)	2,930~3,480 *11	4,852.4~3,015 *11	14,159~4,533 *11	17,057~5,370 *13	29,929~19,751 *9	n.a.	2,425~426 *11

注	台北 (台湾)	シンガポール (シンガポール)	バンコク (タイ)	クアラルンプール (マレーシア)	ジャカルタ (インドネシア)	バタム島 (インドネシア)	コロンボ (スリランカ)
*1 例年8月1日改定	*1 桃園県観音工業区	*1 中央預立基金 (CPF)の20%分を含む	*1 1998年1月1日改定	*1 Hicom Shar Alam 工業団地	*1 ズンカ村地区、97年4月1日より改定	*1 1997年1月23日改定	*1 1997年11月改訂
*2 桃園県観音工業区	*2 27分以内の工業団地	*2 4分以内の工業団地	*2 工業団地	*2 Menara. IMC.	*2 MM2100 工業団地の分譲価格	*2 工業団地借地料は、土地および建物の借料、同工業団地は、土地のみ借りることはできない。年間管理費	*2 BOIは共通
*3 通話料5分1.7元	*3 4分以内の工業団地	*3 4分以内の工業団地	*3 シンガポールの工業団地	*3 Mont Kiara	*3 Summitmas	*3 同工業団地内は、月別基本料金として使用電圧に応じて1kVA当たり1.19~1.44ドルが加算される	*3 工業団地中心部
*4 24時~7時は90元 (3.8ドル)	*4 4分以内の工業団地	*4 4分以内の工業団地	*4 4分以内の工業団地	*4 deposit	*4 Simpruk Terac	*4 1kVA当たり1.19~1.44ドルが加算される	*4 工業団地市内
*5 10分、6.5元/分	*5 4分以内の工業団地	*5 4分以内の工業団地	*5 4分以内の工業団地	*5 97年6月1日より値下げ	*5 Ericsson GF 768	*5 1kVA当たり1.19~1.44ドルが加算される	*5 工業団地の価格
*6 移動電話基本料金400元/月	*6 4分以内の工業団地	*6 4分以内の工業団地	*6 4分以内の工業団地	*6 97年5月1日より値上げ。ピーク時料金	*6 1kWh当たりの電力使用料。このほか、月別基本料金として使用電圧に応じて1kVA当たり1.19~1.44ドルが加算される	*6 1kWh当たりの電力使用料。このほか、月別基本料金として使用電圧に応じて1kVA当たり1.19~1.44ドルが加算される	*6 工業団地の価格
*7 6ヶ月料金/通常期料金	*7 4分以内の工業団地	*7 4分以内の工業団地	*7 4分以内の工業団地	*7 97年7月末 (中央銀行年報)	*7 1kVA当たり1.19~1.44ドルが加算される	*7 1kWh当たりの電力使用料。このほか、月別基本料金として使用電圧に応じて1kVA当たり1.19~1.44ドルが加算される	*7 民間平均
*8 97年10月末	*8 4分以内の工業団地	*8 4分以内の工業団地	*8 4分以内の工業団地	*8 基本料金は5.37ドル	*8 1kVA当たり1.19~1.44ドルが加算される	*8 1kWh当たりの電力使用料。このほか、月別基本料金として使用電圧に応じて1kVA当たり1.19~1.44ドルが加算される	*8 96年4月1日以降 (付加金は同日より廃止)
*9 10万台台湾元以上の場合	*9 4分以内の工業団地	*9 4分以内の工業団地	*9 4分以内の工業団地	*9 乗用車は PROTON WIRA 1.5(AT)	*9 1kVA当たり1.19~1.44ドルが加算される	*9 1kWh当たりの電力使用料。このほか、月別基本料金として使用電圧に応じて1kVA当たり1.19~1.44ドルが加算される	*9 96年4月1日以降 (付加金は同日より廃止)。税率は最高所得税率 (24万ドル超の場合)。基礎控除は10万ドル
*10 334万台台湾元以上の場合	*10 4分以内の工業団地	*10 4分以内の工業団地	*10 4分以内の工業団地	*10 1997年7月末 (中央銀行年報)	*10 1kVA当たり1.19~1.44ドルが加算される	*10 1kWh当たりの電力使用料。このほか、月別基本料金として使用電圧に応じて1kVA当たり1.19~1.44ドルが加算される	*10 BOI認可は、96年は石油精製プラントを含む。
*11 認可ベース、97年は1~10月	*11 4分以内の工業団地	*11 4分以内の工業団地	*11 4分以内の工業団地	*11 96年暫定値、94年=100	*11 1kVA当たり1.19~1.44ドルが加算される	*11 1kWh当たりの電力使用料。このほか、月別基本料金として使用電圧に応じて1kVA当たり1.19~1.44ドルが加算される	*11 BOI認可は、96年は石油精製プラントを含む。

アジア主要都市・地域の投資関連コスト比較 (1997年12月)

通貨単位:米ドル

	マニラ (フィリピン)	セブ (フィリピン)	ハノイ (ベトナム)	ホーチミン (ベトナム)	デリー (インド)	ムンバイ (インド)	カラチ (パキスタン)	横浜 (日本)
賃金	① 185~222	136	98~148	86~160	155~181	98~180	126~179	2,635 *1
	② 274~490	223~365	188~288	233~290	258~310	186~542	244~357	3,497~3,839 *1
	③ 709~1,064	602~948	283~375	431~740	774~1,161	516~955	530~855	4,518~5,526 *1
	④ 5.0/日 *1	4.4 *1	45/月 *1	同左	57/月 *1	2.19/日 *1	56 *1	41.3/日 *2
地価・事務所賃料等	⑤ 120 *2	90 *2	3.5 *2	2.25 *1	11.6 *2	25.8 *2	7.9 *2	1,334 *3
	⑥ 24 *3	9.1 *3	40 *3	57 *2	55 *3	57~77 *3	12.2 *3	28.2~33.7 *4
	⑦ 2,559 *4	610 *4	4,200 *4	3,490 *3	3,871 *4	3,871 *4	1,136 *4	4,004~6,006 *5
	⑧ 139 *5	96 *5	150	150	77	77	86 *5	589 *6
電話料金等	⑨ 17 *5	17 *5	20	20	4.9	4.9	2.84	24.7
	⑩ 4.35	4.35	9.4	9.4	3.7	4.8	3.14	5.5 *7
	⑪ 349 *6	349 *6	540 *5	540 *4	497 *5	297 *5	477 *6	24~229 *8
電気・水道	⑫ 0.086 *7	0.071 *7	0.075	0.075	0.08	0.084~0.10	5.91 *7	0.13 *9
	⑬ 0.25 *8	0.626	0.35	0.5	0.05	0.071~0.232	0.28 *8	0.18~0.31 *10
自動車	⑭ 14,700 *9	14,700 *8	26,000 *6	同左	12,104 *6	21,542 *6	19,307 *9	11,935 *11
為替	⑮ 35,170 ペソ	同左	12,291 ドン	同左	38.75 ルピー	同左	44	129.87 円
GDP/Capita 名目 (96)	1,209 *10	同左	358 *7	同左	347(96年度)	同左	416	36,542
外貨準備高 (97年第3四半期末、100万ドル)	10,421 *11	同左	1,300 (95年10月)	同左	26,400 (97年8月末)	同左	1,290 *10	217,867
CPI 上昇率 年第3四半期、%	4.7 *12	同左	4.5	同左	6.7 (97年9月末)	同左	11.6 *11	0.1
賃金上昇率 (96年、%)	2.3 *13	同左	19.2(95) *8	同左	15~20	同左	17.5	1.6
失業率 (96年、%)	8.6	同左	5.65 *9	同左	n.a.	同左	5.4	3.4
法人税 (標準率、%)	35	同左	25 *10	同左	35 *7	同左	40	49.98
個人所得税 (最高税率、%)	35	同左	50	同左	30	同左	35	50
FDI(件数) (96年~97年上半期)	n.a.	n.a.	325~198 *11	同左	1,559~1,015 *8	同左	n.a.	1,304~648 *12
" (金額) (96年~97年上半期、100万ドル)	18,712~2,626 *14	同左	8,497~2,849 *11	同左	10,202~9,337 *9	同左	1,102~682 *12	7,991~2,312 *12

注	*1 197年7月28日改定。 *2 ファースト・フィリピン工業団地 *3 ナッフィック・スタービル (マニラ) *4 マン・サット・マニラ (マニラ) *5 10%の付加価値税を含む *6 ナキエック・クティフ N-232 購入の場合 *7 このほか基本料 (0.98 ドル/kWh/月) がかかる。また、工業団地や地域によって異なる *8 工業団地や地域によって異なる *9 シビック 1.5L Auto *10 1人当たり GNP *11 197年8月末 *12 197年1-9月 *13 非農業の実質賃金 (基準年: 88年) *14 投資誘致4機関の合計	*1 197年10月1日改定。 *2 借料 (ニュー・マニラ・ジョブ) *3 マニラ・マニラ・マニラ (マニラ) *4 マニラ・マニラ・マニラ (マニラ) *5 10%の付加価値税を含む *6 ナキエック・クティフ N-232 購入の場合 *7 ニュー・マニラ・ジョブでの料金 *8 シビック 1.5LX197	*1 196年4月改定、7月施行 (それまでは 35 ドル/月) *2 ザーラム工業団地 *3 イナ・マニラ・マニラ *4 マニラ・マニラ・マニラ *5 マニラ・マニラ・マニラ 8200 *6 マニラ・マニラ・マニラ 1600cc (開税を含む) トヨタ自動車現地組立生産を開始したため、前々回より大幅に値下がりました *7 暫定値 *8 ベトナムでは賃金上昇率の政府統計がないため、CRG社 (スイス) 発表の統計を利用 *9 都市部は 5.55% *10 外国投資法により現行の外資系企業の法人税率は 25% (標準税率) ただし、この中で特定のプロジェクトについては1年間の免除およびその後最長2年間の法人税免除が可能 *11 MPI 認可ベース。97年は1-9月期	*1 ビン・マニラ工業団地 (年借料、購入は不可) *2 OSICビル (年借料、購入は不可) *3 ビューティコート *4 マニラ 8200	*1 197年2月改定 (技術工) *2 マニラ・マニラ工業団地 *3 Gopal Das Bldg *4 グレーター・マニラ *5 ノキア 1610 *6 MULTI SUZUKI ESTEEM (LX) 1500CC *7 97年度から 7.5%の付加税を廃止。外国企業支店など外国法人対象の税率は 48% *8 資本提携件数のみ。97年は1~8月 *9 認可ベース	*1 197年7月改定 *2 マニラ・マニラ工業団地 *3 マニラ・マニラ *4 マニラ・マニラ *5 マニラ D160 *6 マニラ・マニラ (1600cc)	*1 197年3月1日改定 *2 Port Qusim 工業団地 *3 State Life Bldg. *4 マニラ D.H.A. *5 別途登録料 1,100PR。マニラ 5万 PR に加え、月額国際回線使用料 150PR が必要。 *6 マニラ・マニラ *7 5,000kw 以上使用の場合 *8 Port Qusim 工業団地 *9 マニラ・マニラ Exi *10 97年第3四半期末 *11 97年は1~11月 *12 95年度 (95年7月~96年6月) ~96年度	*1 平成8年職種別民間給与実態調査 (横浜市) *2 神奈川県労働基準局より。平成9年10月1日付 *3 平成9年9月30日現在工場適地調査資料 *4 区内、横浜西口、新横浜地区の平均賃料 *5 約 215 m <sup>2</sup> の一戸建 (横浜市内) *6 築設に際しては、別途工事費 ¥5,800 (45%) 要 *7 東京-シンガポールへ平日昼間3分間国際電話した場合 *8 マニラによって金額がかなり異なる *9 平成9年版電気事業便覧より平成8年度電力会社別電灯電力総合単価 *10 横浜市/川崎市 横浜市工業用水料金は 96年1月1日付で 24 円/m <sup>3</sup> に、川崎市は 95年10月1日から 40.5 円/m <sup>3</sup> に改正。別途消費税 5% *11 マニラ・マニラ。新車で登録使用料は含まない。これに消費税を含む諸費用が 30~35 万円かかる *12 96年度~97年度上半期
---	---	--	---	--	---	---	--	---

## 第7回

# アジア主要都市・地域の 投資関連コスト比較

1998年6月調査

日本貿易振興機構

海外調査部

ジェトロは、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロがかかる損害の可能性に知らされていても同様とします。

アジア主要都市・地域の投資関連コスト比較 (1998年6月)

通貨単位：米ドル

	都市周辺	ソウル (韓国)	北京 (中国)	上海 (中国)	大連 (中国)	深 (中国)	中国香港 (中国)
賃金	①ワーカー (一般工職)	730~1,338	72~217	129~520 *1	100~218	79~128	884~1,822
	②エンジニア (中堅技術者)	1,086~1,679	97~483	208~605 *1	165~344	181~274	1,610~3,837
	③中間管理職 (部課長クラス)	1,529~2,136	604~965	230~854 *1	222~471	326~512	2,455~3,876
	④最低賃金	8.4/日, 1.1/時間 *1	37.4/月 *1	39.3/月	市内 30/月 開発区 36/月	特区内 52/月 特区外 40/月 *1	なし
地価・事務所賃料等	⑤工業団地(土地)購入価格(m <sup>2</sup> 当たり)	110 *2	82 *2	40 *2	46 *1	36~42 *2	368 *1
	⑥事務所賃料月額 (m <sup>2</sup> 当たり)	30.8 *3	50 *3	18~33 *3	35 *2	18 *3	38~57 *2
	⑦駐在員用住宅借上料	1,990 *4	5,000 *4	2,000~3,000 *4	2,801 *3	290~386	2,584~4,651 *3
電話料金等	⑧電話架設料	178	449	604	314	223~459	78
	⑨電話基本料月額	1.8	5.2	5.8	4.3	3.0	12.7
	⑩国際通話料金 (日本向け 3分間)	1.7 *5	4.6	4.6	4.6	4.6	1.6~3.1
	⑪携帯電話購入価格	275 *6	562	725 *5	640 *4	700~725	388
電気・水道	⑫業務用電気料金 (KWh 当たり)	0.04 *7	0.062	0.08	0.08	0.12	0.13
	⑬業務用水道料金 (m <sup>3</sup> 当たり)	0.35	0.130	0.09	0.18	0.26	0.60
自動車	⑭乗用車購入価格 (1500cc セダン)	7,512 *8	16,908	16,908 *6	13,587 *5	13,285 *4	16,518 *4
為替	⑮現地通貨対ドルレート (1ドル)	1,407 ウォン	8.28 元	同左	同左	同左	7.74HK
経済指標	1人当たり GDP (97年)	9,511	750	3,105(上海)	1,853(大連)	3,701(深 )	26,160(香港)
	外貨準備高 (97年末、100万ドル)	20,400	139,900	同左	同左	同左	96,400(香港) *5
	消費者物価上昇率 (97年、%)	4.5	2.8 *5	同左	3.7 (大連) *6	3.3(深 )	5.7(香港) *6
	賃金上昇率 (97年、%)	5.2 *9	3.6 *5	n.a	7.1(大連) *6	n.a.	n.a
	失業率 (97年、%)	2.6	3.1 *5	2.8(上海)	3.4(大連) *7	n.a..	2.2(香港)
	法人税 (標準税率、%)	16.0~28.0 *10	33 *6	同左	同左	15.0( ) *5	16.0(香港) *7
	個人所得税 (最高税率、%)	40	45 *7	同左	同左	同左	15.0(香港)
	外国投資受入 (件数、96年→97年)	968→1,055 *11	24,556→21,001	2,106→1,802 (上海)	802→812(大連)	999(96年)	n.a
	" (同認可額、100万ドル、96年→97年)	3,203→6,971 *11	73,280→51,003	11,068→5,320 (上海)	2,469→2,570 (大連)	2,422→2,872	n.a

註	1. 工業団地や賃金などの情報は都市周辺部の特定工業団地および企業の例	*1 1997年9月1日改定 *2 天安外国人企業専用団地	*1 1998年7月1日改定 *2 50年使用権価格 (北京経済技術開発区)	*1 97年度現地雇用職員の件数等アンケート調査による。回答企業数 278社。 *2 上海松江工業区 50年使用権価格	*1 大連工業団地開発管理有限分譲価格 *2 森茂大厦 (市内)、賃料の他に 1 m <sup>2</sup> 当たり 50 元の定額管理料が必要。	*1 98年5月改定 経済特区内と経済特区外に分かれている *2 50年間の土地使用権利料。深 市布吉鎮。	*1 Tai Po Industrial Estate (分譲価格) *2 金鐘(Admiralty)
	2. 賃金は中小規模日系製造業 5 社程度の平均給与、賃金は月額給与 (賞与、諸手当込み)	*3 永豊ビル、鍾路区管理費、税金含む。 *4 新東亜アパート、竜山区	*3 長富宮ビル *4 80 m <sup>2</sup> 程度	*3 浦東新区と浦西で相当の差がある。 *4 古北新区 2LDK	*3 博愛大厦 (市内)、2LDK(79.9 m <sup>2</sup> ~89.9 m <sup>2</sup> ) *4 エリクソン	*3 国際金融大厦、管理費、水道料金、空調費込み。 *4 サンタナ	*3 Taikoo Shing, Kornhill (所在地) *4 カローラセダン
	3. 駐在員住宅は都心アパートメント (150 m <sup>2</sup> または 2 ベッドルームタイプ)	*5 平時 *6 三星電子エニコール (本体、別途加入保証金 64 ドル)	*5 全国平均、全国都市労働者・職員平均賃金 *6 企業所得税 30%に加え、地方税 3%	*5 エリクソン GH388 *6 国産車 (サンタナ普通型 1800CC)	*5 免税期間の設置などその他優遇措置あり。	*5 98年5月末時点 *6 消費者物価指数 A (甲類) *7 98年4月より	
	4. 乗用車は国産若しくは現地組立車	*7 このほか月額基本料金として 3.72 ドル *8 現代アパ 1,500cc (ABS, エアコン、エアバッグ付)	経済特区・経済技術開発区の生産型外資系企業の場合は 15% 沿海経済開発開放区・経済特区・技術開発区の市街地の生産型外資系企業の場合は 24%				
	5. 経済指標は、特に断わりのない限り、全国統計	*9 製造業 *10 1億ウォン超過の場合、1,600万ウォン+1億ウォン超過分×28%	*7 最低 5% (課税所得 500 元/月以下)、最高 45% (課税所得 100,000 元/月超)				
	6. 外貨準備高は IMF、IFS および各統計を使用						
	7. 外国為替は 98年6月8日現在のインターバンク・レート						

アジア主要都市・地域の投資関連コスト比較 (1998年6月)

通貨単位：米ドル

		台北 (台湾)	シンガポール (シンガポール)	バンコク (タイ)	クアラルンプール (マレーシア)	ジャカルタ (インドネシア)	バタム島 (インドネシア)	コロンボ (スリランカ)
賃 金	①	836~1,153	978	92~218	131~275	33~36	38	52~79
	②	1,210~1,556	1,987	256~688	711~1,040	53~182	109	160~230
	③	1,902~2,565	3,113	447~1,192	1,051~1,598	75~689	322	231~343
	④	456/月 *1	なし	3.71 *1	なし	15/月 *1	19.7/月 *1	43 *1
地価・ 事務所 賃料等	⑤	193 *2	9.28~20.5 *1	50 *2	94~104 *1	75~98 *2	70~109 *2	0.94 *2
	⑥	17.3 *3	34.6. *2	11.2 *3	17.2~18.3 *2	24~25.5 *3	9.96 *3	15~23 *3
	⑦	1,527 *4	2,632~2,808 *3	1,375 *4	747~966 *3	2,500 *4	585~877 *4	1,098~2,196 *4
電話 料金等	⑧	86	58.5	146 *5	99.6~124.5	37.8	46	259
	⑨	12 *5	7.3 *4	2.3 *6	8.7	3.0	2.2	2.8
	⑩	3 *6	2.3 *5	2.8	2.99	1.6	4.68	3.7
	⑪	461 *7	373 *6	545 *7	249 *4	246 *5	409.5 *5	253 *5
電気・ 水道	⑫	0.1/0.07 *8	0.041~0.047 *7	0.03	0.05	0.01	0.09	0.08
	⑬	0.14~0.19	0.70	0.18~0.33 *8	0.30	0.14~0.31	0.99	0.45
自動車	⑭	14,986 *9	50,778 *8	13,956 *9	13,599 *5	11,681 *6	16,088 *6	21,960 *6
為替	⑮	34.70 台湾元	1.711S ドル	43.64 パーツ	4.015 リンギ	11,900 ルピア	同左	63.75SL ルピー
GDP/Capta 名目 (97)		13,233	39,310	1,707 *10	3,123 *6	671 *7	同左	753
外貨準備高 (97 年末、 100 万ドル)		83,500	69,910	27,000	15,205	14,602 *8	同左	2,050
CPI 上昇率 (97 年、%)		0.9	2.0	5.6	2.7	33.1 *9	同左	9.6
賃金上昇率 (97 年、%)		4.5.	5.7 *9	n.a.	7.7	10.6	n.a.	5.9
失業率 (97 年、%)		2.7	1.8	3.5	2.7	14.4 *10	同左	10.4
法人税 (標準税率、%)		25 *10	26	30	28	30	10~30	35
個人所得税 (最高税率、%)		40 *11	28	37	30	30	同左	35 *7
FDI(件数) (96 年→97 年)		413→683	n.a.	519→576	571→473 *7	959→790	84→86 *7	131→224
〃 (金額) (96 年→97 年、100 万ドル)		2,460→4,270	4,852.4→ 3,453 *10	13,124→10,616	6,780→4,078 *7	29,929→33,833	n.a.	2,425→708

註	*1 例年 8 月 1 日改定	*1 Jurog 工業団地	*1 1998 年 1 月 1 日改定	*1 Shar Alam 工業団地	*1 ジャカルタ地区、	*1 197 年 1 月 23 日改定	*1 1997 年 11 月改定
	*2 五股工業区	98 年 7 月 1 日改定	*2 ハンブー工業団地	*2 Menara. IMC.	97 年 4 月 1 日より改定(98 年は据え置き)	*2 バタム島工業団地	*2 シンガ工業団地。
	*3 松江路×南京東路	*2 インターナショナルプラザ(ホリ ョンビル(タジジョンパーク地 区))	*3 シロムのキタビル	*3 Mont Kiara 地区	*2 MM2100 工業団地	工業団地借地料は、	権利金; 1 万ドル(エーカ ー
	*4 150 m <sup>2</sup> (3 ベッ ト)	*3 パレーパーク (リパバレー 地区) (2LDK・コンドミ ニアム)	*4 ラジャガムリ通りのミ コンマシオン	*4 モトロー 8700	*3 Summitmas ビル	土地および建物の借 料。同工業団地は、	年間使用料 1,000 ド ル/エーカー、標準工場
	*5 通話料 5 分 1.7 元	*4 事務用アナログ回 線	*5 内訳: 供託金 68.7 ドル 工事費 76.8 ドル	*5 PROTON WIRA	*4 CITRA Regency	土地のみ借りること はできない。	賃貸料 60 ルピー/ m <sup>2</sup> ・月
	*6 24 時~7 時は 90 元 (2.6 ドル)	*5 最初の 3 分間	*6 プッシュホン式電話器 レンタル	*6 為替レートは 1 ド ル=3.8883(97 年末)、	*5 Ericsson GF 768	*3 同工業団地内ビル (サービス料金 S\$2.00/ m <sup>2</sup> を含む)	*3 コロンボ 中心部
	*7 モトロー、移動電話 基本料金 400 元/月	*6 モトロー Star TAC 90	*7 NOKIA2140	*7 マレーシア工業開発庁 (MIDA) による製造 業認可ベース。	*6 コロー 1800XLI	*4 ナタム島内	*4 コロンボ 市内
	*8 暑期料金(6 月~9 月)/通常料金(10 月~5 月)	*7 ビーク時 (7:00~ 23:00) は 0.047 ド ル、オフピーク時 (23:00 ~7:00) は 0.041 ド ル。98 年 7 月 1 日改 定	*8 基本料金 1.8 ドル		*7 為替レートは 1 ド ル=4,650(97 年末)、	*5 モトロー TAC90 (本体価格)	*5 モトロー マイクロタック
	*9 1,600CC コロナ	*8 GST 除く	*9 トヨタコロー (AT)1,500cc		*8 98 年 6 月 19 日現 在	*6 日産サニー EX サル ン 1,600cc	*6 トヨタコロー 1,300cc
	*10 課税所得 10 万 台湾元以上の場合。5 万円以下 0%。5~10 万円 15%	*9 シンガポール経済開発 庁 (EDB) による認 可ベース。製造業のみ	*10 為替レートは 1 ド ル=47.247(97 年末)、 人口 6,010 万人(96 年)。		*9 98 年 1 月~4 月	*7 バタム島内バタム島 工業団地への企業進 出件数 (98 年 6 月 12 日現在、金額は不 明)	*7 税率は最高所得税 率 (24 万ルピー超の場合)。
	*11 課税所得 372 万 台湾元以上の場合				*10 98 年 6 月、労働 人口 9,000 万人、 失業人口 1,300 万人 (推定)		

アジア主要都市・地域の投資関連コスト比較 (1998年6月)

通貨単位：米ドル

	マニラ (フィリピン)	セブ (フィリピン)	ハノイ (ベトナム)	ホーチミン (ベトナム)	デリー (インド)	ムンバイ (インド)	カラチ (パキスタン)	横浜 (日本)
賃金	① 156~180	115~118	98~122	89~102	120~168	102~173	120~171	2,657 *1
	② 260~371	179~224	189~249	221~235	216~288	192~504	233~342	3,392~3,693 *1
	③ 502~820	423~933	429~468	422~462	624~1,081	538~1,422	506~817	4,152~5,019 *1
	④ 4.74/日 *1	4.04 *1	45/月 *1	同左	57/月 *1	2.25/日 *1	53 *1	37.9/日 *2
地価・事務所賃料等	⑤ 120 *2	80 *2	3.5 *2	2.25 *1	14.4 *2	24 *2	7.5 *2	1,185 *3
	⑥ 39.6 *3	8.8 *3	57 *3	40 *2	34 *3	35~62 *3	11.7 *3	26.0~31.6 *4
	⑦ 2,270 *4	378 *4	3,290 *4	2,800 *3	1,681 *4	3,602~3,842 *4	1,086 *4	3,672~5,508 *5
電話料金等	⑧ 99	85	138	138	72	72	92 *5	540 *6
	⑨ 30	15	20	20	4.6	4.8	3.9	22.2
	⑩ 2.45	2.45	9.4	9.4	5.4	5.4	3.0	5.1 *7
	⑪ 238 *5	238 *5	500 *5	450 *4	360 *5	329 *5	434 *6	27~162 *8
電気・水道	⑫ 0.08 *6	0.06 *6	0.08	0.08	0.07	0.07~0.09	10.42 *7	0.12 *9
	⑬ 0.22 *6	0.58 *6	0.23~0.50	0.4~0.45	0.05	0.07~0.29	0.27 *8	0.17~0.29 *10
自動車	⑭ 13,670 *7	13,922 *7	26,000 *6	同左	11,265 *6	19,390 *6	17,025 *9	10,946 *11
為替	⑮ 39,649 ペソ	同左	11,805 ドン *7	同左	41.64 ルピー	同左	46.05 ルピー	141.60 円
GDP/Capita 名目 (97)	1,184	同左	378 *8	同左	350	同左	457	33,248
外貨準備高 (97年、100万ドル)	8,768	同左	n.a.	同左	23,925	同左	1,287	220,387
CPI 上昇率 (97年、%)	5.1	同左	3.6	同左	6.8	同左	8.2 *10	1.8
賃金上昇率 (97年、%)	6.5 *8	同左	n.a.	同左	10~15	同左	5.0	3.6
失業率 (97年、%)	8.7	同左	n.a.	同左	n.a.	同左	5.4	3.4
法人税 (標準率、%)	34 *9	同左	25	同左	35	同左	43	34.5
個人所得税 (最高税率、%)	34	同左	50	同左	30	同左	35	50
FDI(件数) (96年→97年)	n.a.	n.a.	325→417	同左	2,303→2,325	同左	n.a.	1,304→1,301 *12
" (金額) (96年→97年、100万ドル)	3,869→8,185 *10	同左	8,497→4,737	同左	10,202→15,116	同左	682.1→436.1 *11	7,707→6,782 *12

註	<p>*1 1998年5月1日改定。                  *2 ファースト・フィリピン工業団地                  *3 パシフィック・スター・ビル (マカティ)                  *4 ワン・サウス・ブレイク (マカティ)                  *5 ノキア・セクティブ・N-232 購入の場合                  *6 工業団地や地域によって異なる                  *7 シビック 1.5L Auto                  *8 非農業の実質賃金 (基準年：78年)                  *9 98年1月1日改定                  *10 投資誘致 4 機関の合計</p>	<p>*1 1998年4月1日改定。                  *2 ニューセブ・タウンシップ工業団地                  *3 メトロパシフィック・ビルディング (セブ市)                  *4 La Pacita Pension (セブ市)                  *5 ノキア・セクティブ・N-232 購入の場合                  *6 ニューセブ・タウンシップでの料金                  *7 シビック 1.5</p>	<p>*1 1996年4月改定、7月施行 (それまでは35ドル/月)                  *2 Sai Don 工業団地                  *3 インターナショナル・センター                  *4 Villa Thanh Cong                  *5 NOKIA 6110                  *6 トヨタ・カローラ                  *7 中銀公式レート、実勢は1米ドル=12,985。                  *8 暫定値</p>	<p>*1 ビンホン工業団地                  *2 OSIC ビル (年借料、購入は不可)                  *3 ビューティコート                  *4 NOKIA 6110</p>	<p>*1 1998年2月改定 (技術工)                  *2 ハリヤナ州ワリ工業団地                  *3 コンノト Gopal Das Bldg                  *4 グレター・カイヤッシュ                  *5 ノキア 3810                  *6 MULTI SUZUKI ESTEEM (LX)1500CC</p>	<p>*1 1998年6月1日改定                  *2 アンハ・ルナス工業団地                  *3 ナリマン・ポイント                  *4 コラハ地区ジェヒカ・アパート                  *5 モトロー AMIO                  *6 Honda City 1.5EXI</p>	<p>*1 1997年3月1日改定                  *2 Port Qusim 工業団地                  *3 State Life Bldg. Sadar 地区                  *4 ハンカロー D.H.A.                  *5 別途登録料 1,100PR、デポジット 5万 PR に加え、月額国際回線使用料 150PR が必要。                  *6 モトロー スタック                  *7 5,000kw 以上使用の場合                  *8 Port Qusim 工業団地                  *9 ホンカ・シビック Exi (当国製、登録料諸税込み)                  *10 1997年6月末                  *11 1997年度は97年7月から98年3月までの累計。</p>	<p>*1 1997年職種別民間給与実態調査 (横浜市)                  *2 神奈川県労働基準局より。平成9年10月1日付                  *3 平成9年9月30日現在工場適地調査資料                  *4 関内、横浜西口、新横浜地区の平均賃料                  *5 約 215 m<sup>2</sup> の一戸建 (横浜市内)                  *6 ビルの事情、配線の状況により別途工事費かかる。                  *7 東京→シンガポールへ平日昼間3分間国際電話した場合                  *8 メーカーによって金額がかなり異なる                  *9 平成9年版電気事業便覧より平成8年度電力会社別電灯電力総合単価                  *10 横浜市/川崎市 横浜市工業用水料金は96年1月1日付で24円/m<sup>3</sup>に、川崎市は95年10月1日から40.5円/m<sup>3</sup>に改正。別途消費税5%                  *11 トヨタ・カローラ。諸費用込み                  *12 96年度→97年度</p>
---	---	--	---	--	---	--	---	---



## 第8回

# アジア主要都市・地域の 投資関連コスト比較

1998年12月調査

日本貿易振興機構

海外調査部

ジェトロは、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロがかかる損害の可能性に知らされていても同様とします。

アジア主要都市・地域の投資関連コスト比較 (1998年12月)

通貨単位：米ドル

	都市周辺	ソウル (韓国)	北京 (中国)	上海 (中国)	大連 (中国)	深 (中国)	中国香港 (中国)
賃金	①ワーカー (一般工職)	900~1,868	131~144 *1	89~163	102~145	79~128	885~1,824
	②エンジニア (中堅技術者)	1,107~1,749	294~336 *1	217~331	173~208	181~274	1,613~3,842
	③中間管理職 (部課長クラス)	1,826~2,768	479~544 *1	308~538	230~308	326~512	2,458~3,881
	④最低賃金	10.1日,1.26/時間 *1	85.5~94.2/月 *2	39.3/月 *1	市内 30.2/月 開発区 36.2/月 *1	特区内 52/月 特区内 40/月 *1	なし
地価・事務所賃料等	⑤工業団地(土地)購入価格(m <sup>2</sup> 当たり)	128.4 *2	72.5 *3	28~30 *2	46 *2	36~42 *2	310 *1
	⑥事務所賃料月額 (m <sup>2</sup> 当たり)	35.9 *3	27.0 *4	15.0~32.0 *3	42.1 *3	18.1 *3	21.6~53.9 *2
	⑦駐在員用住宅借上料	2,320 *4	3,495 *5	1,500~3,001 *4	3,404 *4	290~386	2,329~4,657 *3
電話料金等	⑧電話架設料	207.13	217.45	273.02	277.85	223~459	77.62
	⑨電話基本料金月額	2.07	2.60	5.80	4.30	3.0	14.08
	⑩国際通話料金 (日本向け 3分間)	2.04 *5	4.23	4.35	4.60	4.6	1.55~3.07
	⑪携帯電話購入価格	323.12 *6	302.02	517.05 *5	459.06 *5	700.68~724.84	258.73~388.10
電気・水道	⑫業務用電気料金 (KWh 当たり)	4.34	0.10	0.07	0.07	0.12	0.13
	⑬業務用水道料金 (m <sup>3</sup> 当たり)	0.41	0.16	0.12	0.34	0.26	0.59
自動車	⑭乗用車購入価格 (1500cc セダン)	8,467 *7	16,369	22,349 *6	13,591 *6	13,285 *4	16,539 *4
為替	⑮現地通貨対ドルレート (1ドル)	1,207 ウォン	8.2777 元	同左	同左	同左	7.73HK
経済指標	1人当たり GDP (97年)	9,511	735	3,105(上海)	1,854(大連)	3,701(深)	26,160(香港)
	外貨準備高 (98年第3四半期末、100万ドル)	46,977	140,900	同左	同左	同左	88,400(香港)
	消費者物価上昇率 (98年第3四半期期中平均、%)	7.03	-1.4 *6	-3.6 *7	0.3 (大連)	3.3(深) *5	2.3(香港) *5
	賃金上昇率 (97年上半期→98年上半期、%)	10.9→0.2 *8	10.1→9.4 *6	14.7→9.6(上海)	7.1(大連)	n.a.	n.a.
	失業率 (97年上半期→98年上半期、%)	2.8→6.3	3.1 *6	n.a.	3.4(大連)	n.a.	2.4→4.4(香港) *6
	法人税 (標準税率、%)	16~28 *9	33 *7	同左	同左	15.0(深) *6	16(香港) *7
	個人所得税 (最高税率、%)	40	45 *8	同左	同左	同左	15(香港)
	外国投資受入 (件数、97年上半期→98年上半期)	511→678 *10	9,763→9,666	888→658 (上海)	812→760(大連)	829→1,088(深)	n.a.
	" (同認可額、100万ドル、 97年上半期→98年上半期)	4,463→2,461 *10	22,930→24,200	2,270→2,861 (上海)	2,570→2,510 (大連)	1,352→1,243 (深)	n.a.

註	1. 工業団地や賃金などの情報は都市周辺部の特定工業団地および企業の例	*1 198年9月1日改定 1,485ウォン/時→ 1,525ウォン/時	*1 本調査から対象企業1社を変更 *2 98年7月改定、 290元/月→310元/月 *3 50年使用権価格 (北京経済技術開発区)	*1 198年4月改定 *2 上海松江工業区50年使用権価格 *3 浦東新区と浦西で 相当の差がある。 *4 古北新区 2LDK *5 エリクソン GH388 *6 国産車 (サンタナ 普通型 1800CC) *7 98年9月期	*1 197年1月改定 *2 大連工業団地開発 管理有限公司分譲 価格 *3 森茂大厦 (市内)、賃料の他に 1㎡当たり50元の定額 管理料が必要。 *4 博愛大厦 (市内) 2LDK(79.9 ㎡~89.9㎡) *5 エリクソン、スウェーデン 製、本体価格は概ね 2,000元~4,000元。 加入費は800元。 *6 サンナ S1600cc	*1 98年5月改定 経済特区内と経済特 区外に分かれている *2 50年間の土地使用 権利料。深 市布吉 鎮。 *3 国際金融大厦、管 理費、水道料金、空 調費込み。 *4 サンタナ *5 97年 *6 免税期間の設置 などその他優遇措置 あり。	*1 Tai Po Industrial Estate (分譲価格) *2 金鐘(Admiralty) *3 Taikoo Shing, Kornhill (所在地) *4 カローラセダン Gli, 税込み *5 消費者物価指数 A (甲類) *6 97年4-6月期と 98年4-6月期の比較 *7 98年4月より
	2. 賃金は中小規模日系製造業5社程度の平均給与、賃金は月額給与(賞与、諸手当込み)	*2 天安外国人企業 専用団地 *3 永豊ビル、鍾路区 管理費、税金含む。 *4 新東亜アパート、竜 山区 *5 平日時(午前8時 ~午後8時) *6 三星電子エコー (本体、別途加入 保証金74.6ドル) *7 現代バンチ 1,500cc (ABS, エアコン、エア バッグ込)	*4 建国門国際ビル *5 龍宝ビル *6 全国平均、全国 都市労働者・職員 平均賃金、失業率は 97年度の数字 *7 企業所得税30%に 加え、地方税3% 経済特区・経済技術 開発区の生産型外資 系企業の場合は15% 沿海経済開発開放 区・経済特区・技術 開発区の市街地の 生産型外資系企業 の場合は24%				
	3. 駐在員住宅は都心アパートメント(150㎡または2ベッドルームタイプ)	*8 全産業 *9 1億ウォン超過の 場合、1,600万ウォ ン+1億ウォン超過 分×28% *10 新規・増資を 合計したもの	得500元/月以下、 最高45%(課税所得 100,000元/月起)				
	4. 乗用車は国産若しくは現地組立車						
	5. 経済指標は、特に断わりのない限り、全国統計						
	6. 外貨準備高は IMF、IFS および各統計を使用						
	7. 外国為替は 98年12月15日現在のインターバンク・レート						

アジア主要都市・地域の投資関連コスト比較 (1998年12月)

通貨単位：米ドル

		台北 (台湾)	シンガポール (シンガポール)	バンコク (タイ)	クアラルンプール (マレーシア)	ジャカルタ (インドネシア)	バタム島 (インドネシア)	コロンボ (スリランカ)
賃 金	①	900~1,242	1,117	128~264	138~290	56~66	61	55~76
	②	1,335~1,677	2,346	304~834	751~1,099	107~340	191	118~180
	③	1,988~2,750	4,345	542~1,446	1,111~1,689	261~1,229	491	212~322
	④	492/月 *1	なし	4.51/日 *1	なし	26.5/月 *1	36.1/月 *1	41.2 *1
地価・ 事務所 賃料等	⑤	932 *2	7.6~9.6 *1	60.8 *2	99~113 *1	75~98 *2	73~113 *2	2.5 *2
	⑥	20.8 *3	42.3 *2	13.6 *3	18.4~19.8 *2	24~25.5 *3	9.1~13.3 *3	13.5 *3
	⑦	1,398~1,863 *4	2,117 *3	1,390 *4	790~1,053 *3	2,500 *4	786~907 *4	1,049~2,098 *4
電話 料金等	⑧	93.17	60.50	176.59 *5	105.3~131.6	106.89	243.19	247.27
	⑨	12.42 *5	7.56 *4	2.78 *6	9.21	4.14	4.84	2.69
	⑩	2.61 *6	2.36 *5	3.34	3.16	2.00	3.72	4.13
	⑪	543.48 *7	301.27 *6	661.8 *7	262.89 *4	634.69 *5	447.67 *5	225 *5
電気・ 水道	⑫	0.10/0.08 *8	0.05 *7	0.04	0.05	0.016~0.019	0.09	0.07
	⑬	0.16	1.14	0.22~0.40 *8	0.32	0.22~0.49	1.03	0.29
自動車 為替	⑭	16,149 *9	55,656 *8	16,936 *9	13,599 *5	24,920 *6	15,729 *6	20,980 *6
	⑮	32.20 台湾元	1.653S ドル	35.960 パーツ	3.8 リンギ *6	7,484 ルピア	同左	66.728SL ルピー
GDP/Capita 名目 (97)		13,198	23,781	2,458 *10	4,284	671 *7	同左	814
外貨準備高 (98 年第3 四 半期末、100 万ドル)		84,247	73,842	27,300	23,300	14,038	同左	1,856
CPI 上昇率 (98 年第3 四 半期中平均、%)		0.6	-0.8	8.2	5.6	79.6	同左	10.2
賃金上昇率 (97 年上半期 →98 年上半期、%)		2.9→5.0	5.5→1.8	7.9 *11	7.7 *7	n.a.	n.a.	11.7
失業率 (97 年上半期→98 年上半期、%)		2.7→2.4	1.7→2.3	3.5 *12	2.6→4.9 *8	14.4 *8	同左	9.5
法人税 (標準税率、%)		25 *10	26	30	28	30	10~30	35
個人所得税 (最高税率、%)		40 *11	28	37	30	30	同左	35 *7
FDI(件数、97 年上半期→ 98 年上半期)		289→474	n.a.	293→305	223→275 *9	407→482	89 *7	87→108
〃 (金額) (同上、100 万ドル)		2,081→1,602	1,661→1,335 *9	4,532→2,945	5,370→5,684 *9	16,043→8,344	n.a.	17,887→52,936 *8

註	*1 97年8月1日改定 *2 五股工業区 *3 松江路×南京東路 *4 150 m <sup>2</sup> (3ベッド ルーム) *5 通話料5分1.7元 *6 24時~7時は90 元 (2.6ドル) *7 モトロー、移動電話 基本料金 400元/月 *8 暑期刊金(6月~9 月)/通常期料金 (10 月~5月) *9 1,500CC コロナ *10 課税所得 10 万台 湾元以上の場合。5万 元以下 0%。5~10万 元 15% *11 課税所得 372 万 台湾元以上の場合	*1 98年7月1日改定 (Jurog 工業団地) *2 インターナショナル ホリゾンビル(カンジョンガ 地区) *3 ハレパーク (リハバ レ地区) (2LDK・コン ドニアム) *4 事務用アナログ回 線 *5 最初の3分間 *6 モトローラ Star TAC 90 ※3%GST 除く *7 ビーク時 (7:00~ 23:00) は 0.05ドル、 オフピーク時 (23:00~ 7:00) は 0.04ドル。 98年7月1日改定。 *8 日産サニー (AT) 1500cc。乗用車購入 価格は COE (車両購 入権) 付きで個人 所有の価格。 *9 シンガポール経済開発 庁 (EDB) による認 可へ。製造業の み。	*1 98年1月1日改定 *2 バンブー工業団地 *3 シロムのネパニットビル *4 ランヤガム通りのミ ンコンマンション *5 内訳： 供託金 83.4ドル 工事費 93.2ドル *6 プッシュボタン式電話器 レンタル *7 NOKIA5130 *8 基本料金 2.2 ドル *9 トヨタカローラ (AT) *10 為替レートは 1 ドル=47.247(97年 末)、人口 6,010 万人 (96年)。 *11 97年 *12 97年	*1 Shar Alam 工業 団地 *2 Menara. IMC. *3 Mt Kiara 地区 *4 モトローラ 8700 *5 PROTON WIRA *6 98年9月2日より 固定相場導入 *7 97年 *8 97年と98年の 比較 *9 マレーシア工業開発庁 (MIDA) による製造 業認可へ。	*1 98年8月1日改定 (ジャカルタ地区) 172,500 ルピー/7月→ 198,500 ルピー/7月 *2 MM2100 工業団地 の分譲価格 *3 Summitmas ビル *4 CITRA Regency *5 エリクソン GF 768 *6 カローラ 1800XLI *7 為替レートは 1ド ル=4,650(97年末)、 人口 2 億人。 *8 労働人口 9,000 万人、失業人口 1,800 万人 (推定)	*1 98年8月1日改定 235,000 ルピー/7月→ 270,000 ルピー/7月 *2 パタミント工業団地 工業団地借地料は、 土地及び建物の借 料。同工業団地は、 土地 のみ借りることはで きない。 *3 同工業団地内ビル (サビス料金 S\$2,000/ m <sup>2</sup> を含む) *4 ナコヤタウン内 *5 モトローラ StarTAC (本体価格) *6 日産サニー EX サ ルン 1,600cc *7 パタム島内パタミ ント工業団地への企業進 出件数 (98年9月14 日現在、金額は不明)	*1 97年11月改定 *2 シンカ工業団地。 権利金; 1 万ドル/エ カ 年間使用料 1,000 ド ル/エカ、標準工場 賃貸料 60 ルピー/ m <sup>2</sup> ・月 *3 コロンボ中心部 *4 コロンボ市内 *5 モトローラ マイクロタックプロ *6 トヨタカローラ 1,300cc *7 税率は最高所得 率 (24 万ルピー超の 場合)。 *8 単位は百万ルピー
---	--	---	---	--	---	---	---

アジア主要都市・地域の投資関連コスト比較 (1998年12月)

通貨単位：米ドル

		マニラ (フィリピン)	セブ (フィリピン)	ハノイ (ベトナム)	ホーチミン (ベトナム)	デリー (インド)	ムンバイ (インド)	カラチ (パキスタン)	神奈川 (日本)	
貨金	①	155~189	118~120	76~104	77~104	117~164	112~186	108~154	3,224 *1	
	②	292~365	196~255	175~295	169~273	211~282	209~542	210~309	4,116~4,481 *1	
	③	535~946	466~1,001	482~603	358~529	611~1,057	585~1,438	457~739	5,038~6,090 *1	
	④	4.8/日 *1	4.2/日 *1	45.0/月 *1	同左	55.5/月 *1	2.2/日	48.2/月 *1	46.8/日 *2	
地価・事務所賃料等	⑤	120~ *2	80~ *2	2.8 *2	2.3 *1	14.09 *2	23.6 *2	6.8 *2	1,438 *3	
	⑥	24.5 *3	9.0 *3	40 *3	23.1~29.7 *2	33.19 *3	33.01~61.31 *3	10.6 *3	30.04~36.65 *4	
	⑦	171~214 *4	385~462 *4	3,024 *4	3,000 *3	1,175~1,879 *4	3,537~4,244 *4	981 *4	4,456~6,684 *5	
電話料金等	⑧	101.13	94.45	130	130	70.47	70.74	65.35 *5	655.01 *6	
	⑨	32.78	29.39	20	20	4.46	4.72	3.53	26.90	
	⑩	3.75	3.75	9.4	9.4	5.29	5.31	2.70	5.48 *7	
	⑪	242.58 *5	242.58 *5	442.45 *5	442.50 *4	352.36 *5	424.40 *5	471.05 *6	32.56~281.06 *8	
電気・水道	⑫	0.09 *6	0.06 *6	0.08	0.08	0.07	0.07~0.10	9.42 *7	0.15 *9	
	⑬	0.23 *6	0.59 *6	0.21~0.46	0.35~0.55	0.05	0.07~0.28	0.24 *8	0.21~0.35 *10	
自動車	⑭	14,812 *7	14,812 *7	26,000 *6	同左	11,188 *6	42,570 *6	15,682 *9	12,853 *11	
為替	⑮	38.956 ペソ	同左	13,900 ドン	*7	同左	42.57 ルピー	同左	50.95 ルピー *10	116.70 円 *12
GDP/Capita 名目 (97)		1,166 *8	同左	335 *8	同左	345	同左	457	33,248	
外貨準備高 (98年第3四半期末、100万\$)		10,326	同左	2,263 *8	同左	24,460	同左	735 *11	212,078	
CPI 上昇率 (98年第3四半期期中平均、%)		9.3	同左	0.5	同左	15.4 *7	同左	6.5 *12	-0.2	
賃金上昇率(97年上半期→98年上半期、%)		5.5→3.6 *9	同左	n.a.	同左	n.a.	同左	5.0 *13	1.6→1.4	
失業率 (97年上半期→98年上半期、%)		9.1→10.9	同左	n.a.	同左	n.a.	同左	5.4 *14	3.4→3.9	
法人税 (標準税、%)		34 *10	同左	25	同左	35	同左	43	34.5	
個人所得税 (最高税率、%)		34	同左	50	同左	30	同左	35	50	
FDI(件数) (97年上半期→98年上半期)		n.a.	n.a.	148→101	同左	1,066→931	同左	n.a.	648→724 *13	
〃 (金額) (同上100万ドル)		9,946→3,073 *11	同左	1,547→1,201	同左	6,642→4,216	同左	682.1→436.1 *15	2,108→4,262 *13	

注	<p>*1 198年5月1日改定 *2 日系工業団地 (バタンガス州)、販売価格はドル建て *3 バシフィック・スタービル (マカティ) *4 ワン・サウス・プレイス (マカティ市) *5 NOKIA エグゼクティブ N-232 *6 工業団地や地域によって異なる *7 シビック 1.5L Auto *8 1人あたり GNP *9 非農業の実質賃金 (基準年: 78年) *10 98年1月1日改定 *11 投資誘致4機関の合計</p>	<p>*1 198年4月1日改定 *2 ニューセブタウンジョブ工業団地、販売価格はドル建て *3 メトロバンクビル (セブ市) *4 La Pacita Pension (セブ市) *5 NOKIA エグゼクティブ N-232 *6 ニューセブタウンジョブでの料金 *7 シビック 1.5L</p>	<p>*1 96年4月改定、7月施行 (それまでは35ドル/月) *2 Sai Don 工業団地 *3 インターナショナル・センター *4 Villa Thanh Cong *5 NOKIA 6110 *6 トヨタカラー *7 中銀公式レート、実勢は1米ドル=12,985 *8 アジア開発銀行 (ADB) 発表値</p>	<p>*1 ビンホン工業団地 *2 OSICビル (年借料、購入は不可) *3 ビューティーコート *4 NOKIA 6110</p>	<p>*1 98年2月改定 (技術工) *2 ハリヤナ州ワリ工業団地 *3 コンノト Gopal Das Bldg *4 グレター・カイヤジュ *5 NOKIA 3810 *6 MULTI SUZUKI ESTEEM (LX)1500CC *7 98年4-9月期</p>	<p>*1 98年6月1日改定 *2 アンハムナス工業団地 *3 ナマン・ポイント *4 シュビクター・アハート (コラハ地区) *5 ソニー CMD-X2000 *6 Honda City 1.5EXI</p>	<p>*1 97年3月1日改定 *2 Port Qusim 工業団地 *3 State Life Bldg. Sadar 地区 *4 ハンソックロー、D.H.A. *5 別途登録料 1,200PR、テナント 5万 PR に加え、月額国際回線使用料 150PR が必要。 *6 モトロー スタック *7 5,000kw 以上使用の場合 *8 Port Qusim 工業団地 *9 Nissan (MT、登録料諸税込み) *10 12月20日のレートを使用 *11 98年12月末 *12 98年7-12月期 *13 97年度 *14 97年度 *15 96年度→97年度 (97年7月~98年3月)</p>	<p>*1 97年職種別民間給与実態調査 (横浜市) *2 神奈川県労働基準局より。平成9年10月1日付 *3 平成10年9月30日現在工場適地調査資料 *4 関内、横浜西口、新横浜地区の平均賃料 *5 約215㎡の一戸建 (横浜市内) *6 ビルの事情、配線の状況により別途工事費掛かる。 *7 東京→シンガポールへ平日昼間3分間国際電話した場合 *8 メーカーによって金額がかなり異なる *9 平成9年版電気事業便覧より平成8年度電力会社別電灯電力総合単価 *10 横浜市/川崎市、横浜市工業用水料金は96年1月1日付で24円/m<sup>3</sup>に、川崎市は95年10月1日から40.5円/m<sup>3</sup>に改正。別途消費税5% *11 トヨタカラー。諸費用込み *12 東京三菱銀行電信売相場 *13 大蔵省届け出統計</p>
---	---	---	---	---	---	--	--	---

## 第9回

# アジア主要都市・地域の 投資関連コスト比較

1999年6月調査

日本貿易振興機構

海外調査部

ジェトロは、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロがかかる損害の可能性に知らされていても同様とします。

アジア主要都市・地域の投資関連コスト比較 1999.6

(通貨単位：米ドル)

	都市周辺	ソウル (韓国)	北京 (中国)	上海
賃 金	1.ワーカー (一般工職)	548~1,127	120 ※1	214~282
	2.エンジニア (中堅技術者)	758~1,258	203	371~522
	3.中間管理職 (部課長クラス)	1,167~1,779	453	397~508
	4.法定最低賃金	1.31/1時間 ※1	37.40/月 ※2	44.7/月 ※1
	5.賞与支給額 (固定賞与+変動賞与)	基本給の6.8ヵ月分	基本給の2.5ヵ月分	基本給の2.1ヵ月分
	6.社会保障負担率 〔特記事項〕	基本給100万円/月の場合 雇用主負担率：8.31% 被雇用者負担率：7.04%	基本給に対する負担率 雇用主負担率： 27.5%+30元/月 被雇用者負担率： 17%+2元/月	基本給に対する負担率 雇用主負担率：40% 被雇用者負担率：14%
	7.名目賃金上昇率 (96年→97年→98年) (%)	11.9→7.0→△2.5%	12.1→3.6→0.2	13.9→7.1→4.3
地 価 ・ 事 務 所 賃 料 等	8.工業団地 (土地) 購入価格 (㎡当たり)	133.31 ※2	72/㎡/50年間 ※3	25~30 ※2
	9.事務所賃料月額 (㎡当たり)	37.24 ※3	0.48/㎡/日 ※4	30 ※3
	10.駐在員用住宅借上料 (月額)	1,857.74 ※4	3,000~5,000 ※5	1,500~2,500 ※4
通 信 費	11.電話架設料	215.02	120.5	152
	12.電話基本料金月額	2.15	2.6	5.8
	13.国際通話料金 (日本向け3分間)	2.12	1.45	4.3
	14.携帯電話加入料	77.41 ※5	229.9	87
	15.携帯電話基本通話料 (月額)	15.48	6.02	6.0
公 共 料 金	16.業務用電気料金 (KWh当たり)	0.04 ※6	0.06	0.035~0.014
	17.業務用水道料金 (m3)	0.59	0.16	0.13
輸 送	18.コンテナ輸送 (40ft コテナ) (工場→最寄り港→横浜港)	1,000.00 ※7	988.3	950
自 動 車	19.乗用車購入価格 (1500cc セダン)	8,669.48 ※8	15,663 ※6	17,150 ※5
	20.高級車購入価格 (2,500cc 以上のセダン)	110,690.63 ※9	102,409 ※7	78,502 ※6
	21.レギュラーガソリン価格 (1リットル)	1.03	0.25	0.28
為 替	22.現地通貨対ドルレート (1ドル)	1,162.70 ウォン	8.2791 元	8.2791 元
経 済 指 標	23.当該都市の人口 (全人口)	1,039.0 万人	1,091.5 万人	1,307.5 万人
	24.GDP/Per Capita (98年)	6,823	2,225 ※8	3,406
	25.CPI 上昇率 (98年、%)	7.5	2.4	0.0
	26.プライムレート (%)	6.35 ※10	6.12	N.A.
	27.失業率 (98年、%)	6.8	N.A.	2.9
	28.FDI 件数 (うち日本) (98年)	831 (179)	1,188 (53)	1,490 (160)
	29.FDI 金額 (うち日本) (98年、 単位：100万ドル)	8,852 (504)	2,700 (210)	5,847.76 (257.88)
税 制	30.法人税 (標準税率、%) 〔特記事項〕	28%	15~33%	15~33%
	31.個人所得税 (最高税率、%) 〔特記事項〕	40%	45% (年収10万元を越えた場合)	45%
製造業等 に対する 投資優遇 措置	高度技術随伴事業、産業支援業、外国人投資地域、外国人専用工業団地入居企業に対して、賃貸料減免など。 99年6~12月、社会間接資本事業に対する外国人投資家の法人税、地方税減免	①1月、7月に輸出時の増値税還付率を大幅に引き上げた。 ②外銀保証、外資担保による人民元貸付の規制緩和(99.7.15実施) ③外資に対する制限の緩和、小売業への投資制限の撤廃、卸売業の設立認可規定発布(99.7)など第3次産業の外資への解放が進んでいる。	開発区進出の生産性企業に於いて、企業所得税は15%となる。経営期間が10年以上の場合、利益計上年度から1年目と2年目は企業所得を免除する。また、同3年目から5年目の場合、半額の7.5%に減免となる。	

(通貨単位:米ドル)

		大連 (中国)	瀋陽 (中国)	深セン (中国)	中国香港 (中国)	台北 (台湾)
賃 金	1.	63~155	63~120	66~111	731~1,740	595~904
	2.	87~230	89~193	202~272	1,388~2,234	919~1,471
	3.	118~362	125~249	336~461	2,643~4,641	1,532~1,992
	4.	32.6/月 ※1	29/月 ※1	52/月 ※1	N.A.	485/月 ※1
	5.	基本給の 1~2ヵ月分	基本給の 1~2ヵ月分	基本給の 0~1ヵ月分	基本給の 0.4~1.23ヵ月分	基本給の2ヵ月分
	6.	給与額に対する負担率 雇用主負担率 : 36.1~37.5% 被雇用者負担率 : 12%+1元/月	給与額に対し、雇用主 の社会保障負担率は 20~25%	基本給に対する料率 0 ~30.5%のうち 雇用者負担率 : 80% 被雇用者負担率 : 20% ※2	基本給に対する料率 5 ~15%のうち 雇用主負担率 : 50~67% 被雇用者負担率 : 33~50%	基本給に対する負担率 (基本給 28,800 元/月の 場合) 雇用者負担率 : 13.3% 被雇用者負担率 : 3.6% 政府負担率 : 1.4%
	7.	10.7→7.1→4.7	6.1→11.6→N.A.	16.1→13.4→N.A.	6.4→7.0→2.2	4.1→4.5→2.7
地 価 ・ 事 務 所 賃 料 等	8.	46 ※2	26 ※2	36~42 ※3	309 ※1	919 ※2
	9.	37 ※3	35 ※3	14 ※4	83 ※2	21.4 ※3
	10.	3,030 ※4	4,349 ※4	362~483 ※5	2,449~4,383 ※3	1,532~1,839 ※4
通 信 費	11.	109	97	284	61	92
	12.	4	5	2	14	12
	13.	4	4	4	1.54 オンピーク 0.77 オフピーク	2.4
	14.	60	62	242~302	217	107.3 ※5
	15.	6	6	6	11~52	0.184/分
公共料金	16.	0.07	0.06	0.10	0.13	0.10
	17.	0.29	0.17	0.18~0.22	0.01~0.77	0.20
輸 送	18.	387	773	435~459	426~452	819 ※6
自 動 車	19.	14,013 ※5	17,516 ※5	36,232 ※6	14,129 ※4	14,711 ※7
	20.	42,884 ※6	37,448 ※6	72,464 ※7	63,040 ※5	73,861 ※8
	21.	0.25	0.24	0.34~0.47	1.26	0.51
為 替	22.	8.2791 元	8.2791 元	8.2791 元	7.757 香港 <sup>ドル</sup>	32.629 元
経 済 指 標	23.	543.2 万人	674.9 万人	395 万人	680 万人	264 万人(2,191 万人)
	24.	2,079	1,684	4,010	24,900	12,040
	25.	0.3	△1.0	△0.7	2.5	1.68
	26.	年利 5.58%(6ヵ月)	年利 5.58%(6ヵ月)	N.A.	8.25%	4.75%
	27.	3.0	3.1	N.A.	4.7	2.69
	28.	760	485 ※7	957(13) ※8	N.A.	1,140
	29.	2,510	763.2 ※8	1,661 ※9 (176)	N.A.	3,740
税 制	30.	15~33%	15~33%	15%	16%	25% ※9
	31.	45%	45%	45%	15%	40% ※10
製造業等 に対する 投資優遇 措置		供水能力の制限、また環境対策にも力を入れているため、水を大量に使用したり環境に影響を与え得るプロジェクトには制限的。大連港より日本各地へのコンテナ定期航路、日本6都市との航空便も就航、アクセスに優れる。生活環境良好。	東北地区の交通・物流の中核で、中国他地域との中継点でもある。鉄道網のほか、大連、長春間に高速道路が整備され、北京間でも建設中。98年の大阪便就航でアクセスも改善。ここ2年都市再開発に力を入れており、商業施設の発展も目立つ。	利益獲得年度までは法人税免除。利益計上後2年は無税、その後3年は7.5%、それ以降15%の優遇税率。内販率規制なし。外国企業が利益を輸出型企業または先進技術企業に直接投資した場合、税額の100%還付可能。ハイテク産業に土地使用料半額などの優遇措置。	外資企業に対する優遇措置がないと同時に、規制する法律もない。法人税は一律16.5%で減免措置も内外投資企業の差別はない。また、出資比率や国産化比率についても法律上制限は設けていない。	「産業高度化促進条例」により重要科学技術産業及び重要投資事業については5年間の法人税免税措置あり。

(通貨単位：米ドル)

		シンガポール (シンガポール)	バンコク (タイ)	クアラルンプール (マレーシア)	ジャカルタ (インドネシア)	バタム島 (インドネシア)
賃 金	1.	388～523 ※1	183	301 ※1	40～74	58
	2.	1,098～1,453	465	556	124～212	192
	3.	1,854～2,352	757	1,373	212～1,076	534
	4.	なし	4.37/日 ※1	なし	28.29/月 ※1	37.18/月 ※1
	5.	基本給の1.70～ 1.75ヵ月分 ※2	基本給の1.3ヵ月分	基本給の1.9ヵ月分	基本給の1ヵ月分	基本給の1.24ヵ月分
	6.	中央年金基金(CPF)により基本給に対する雇用者負担率は20%。但し、暫定措置として10%まで引き下げることも認められる。被雇用者負担率：20%	基本給に対する社会保障基金保険料。雇用主負担率：4.5% 被雇用者負担率：1.5%	従業員積立基金(EPF)により月給(基本給、手当などの現金支給の金額)に基づき雇用主負担率は12%、被雇用者負担率は11%	①労働災害保険：雇用主負担：月給の0.24%～1.74%、②老齢保険：同5.7%(※2)、③死亡保険：同0.3%、④健康保険：独身者3%、既婚者6%	
	7.	6.7→5.5→△0.4	9.8(96年)→ 7.8(97年)	7.2→7.2→7.1	9.5→△43.3→△33.3	
地 価 ・ 事 務 所 賃 料 等	8.	7.27～9.17 ※3	53.93 ※2	70.79 ※2	74～85 ※3	69.48～104.23※2
	9.	37.38 ※4	13.21 ※3	17.00 ※3	19 ※4	8.69～12.74 ※3
	10.	2,200.35 ※5	1,617.82 ※4	1,052.63 ※4	2,000 ※5	752.75～868.56 ※4
通 信 費	11.	46.32	175.34 ※5	131.58	55.35	232.77
	12.	7.24	2.70	9.21	4.40	4.63
	13.	2.17	3.24	2.61	2.31	3.62
	14.	5.79	107.85	48.68	N.A. ※6	17.37 ※5
	15.	20.27	13.48	15.79	9.87	0.43
公 共 料 金	16.	0.05	0.03	0.05	0.014～0.017	0.09
	17.	1.18 ※6	0.25～0.38	0.29	0.204～0.449	0.98
輸 送	18.	704.23 ※7	1,471.34 ※6	895.05 ※5	1,252.09 ※7	1,005.33 ※6
自 動 車	19.	57,035.32 ※8	17,742.07 ※7	14,236.84 ※6	22,939.73 ※8	15,055 ※7
	20.	152,859.29 ※9	86,175.75 ※8	111,052.63 ※7	74,474.17 ※9	52,113 ※8
	21.	0.68	0.28	0.29	0.12	0.13
為 替	22.	1.727 Sドル	37.087 バーツ	3.8 リンギ	7,800 ルピア※10	7,800 ルピア
経 済 指 標	23.	316 万人	565 万人 (6,147 万人)	140 万人 (2,220 万人)	9,564 万人 (20,439 万人)※11	27 万人 (20,439 万人) ※9
	24.	26,710	1,827	3,018	490.28	同左
	25.	△0.3	8.1	5.3	74.4% ※12	同左
	26.	5.90	8.75	N.A.	20.3% ※13	同左
	27.	3.2	4.0	4.9	15.0% ※14	同左
	28.	N.A.	551 (192)	560 (128)	1,035 (78)	88 (45) ※10
税 制	30.	26% 99年課税年度(1～12月)を対象に法人税10%の還付。	30%	28% 2000年会計年度(1～12月)より当該年度所得課税に変更。	30% 予納制度(前課税年度の確定所得税額から控除額を差し引いた額の1/12を、毎月支払う制度)がある。	
	31.	28%	37%	30% 2003年度より納税の自己申告制度がスタート(法人は2001年)。	30% 外国人に対しては、給与水準に関するガイドラインがあり、実際の所得申告と比較する基準として利用されている。控除面では、基礎控除・配偶者控除・扶養控除・職業経費控除・年金掛金・労働社会保険の老齢年金掛け金などの控除額が定められている。	
製造業等 に対する 投資優遇 措置		経済開発庁(EDB)は、企業が生産性を高めるための設備投資をする際に控除する「投資所得控除拡大措置(LIAS)」を導入。同制度の適用により、課税所得の30～50%にあたる額について税金が免除される。適用期間は98年11月25日から99年12月31日。	投資委員会(BOI)が奨励案件に対して税制面などでの優遇措置を付与している。奨励対象案件となるのは、輸出企業、裾野産業、地方での事業、インフラ関連など広範囲にわたる。100%外資出資、工業団地内の土地所有なども可能。	98年8月の通産省の発表によれば、従来輸出比率により決まっていた外国資本出資比率を2000年12月31日までの期間、輸出比率に拘わらず、100%まで出資可能となった。また、MSCへの進出企業に与えられるインセンティブは従前通り。	主要機材・補助機材・部品、原材料(操業開始から2年分)の輸入関税免除輸出企業に対する優遇措置、特定業種に対する優遇措置、KB(保税工場)に対する優遇措置、認定企業に対するタックスホリデー制度などがある。	島全体が特別経済開発区として保税地区に指定。原材料、部品の輸入は、再輸出を条件に無税。



(通貨単位：米ドル)

		マニラ (フィリピン)	セブ (フィリピン)	ハノイ (ベトナム)	ホーチミン (ベトナム)	ヤンゴン (ミャンマー)
賃 金	1.	171~334	108~137	79~109	76~132	24~35 ※1
	2.	269~416	194~500	188~314	165~275	73~116
	3.	342~1,089	723~1,210	478~557	401~540	127~367
	4.	5.21 ※1	4.34 ※1	45/月 ※1	同左	なし
	5.	基本給の2.7ヵ月分 ※2	同左	基本給の1ヵ月分	同左	基本給の1~2ヵ 月分
	6.	社会保障システム (SSS) の料率。 給与 7,000 ペソ/月の場合、このうち 673 ペソを SSS に納付。 雇用主負担率：60% 被雇用者負担率：40%		基本給の20%が料率。 雇用主負担率：75% 被雇用者負担率：25%		給与90 <sup>ドル</sup> 以上110 <sup>ドル</sup> 以 下の場合、4 <sup>ドル</sup> が 負担金 雇用主負担率：62.5% 被雇用者負担率： 37.5%
	7.	3.5 (96年) →4.8 (97年)		N.A.		N.A.
地 価 ・ 事 務 所 賃 料 等	8.	100 ※3	80 ※2	2.80/m <sup>2</sup> /年 ※2	2.25/m <sup>2</sup> /年 ※1	1.88/m <sup>2</sup> /年 ※2
	9.	27.58 ※4	8.42 ※3	22~25 ※3	16~22 ※2	19.0 ※3
	10.	1,972.28 ※5	394.46 ※4	1,900 ※4	2,000 ※3	1,500 ※4
通 信 費	11.	103.60	92.04	129.38	同左	1,550
	12.	34.82	34.82	20	同左	7.5 ※5
	13.	3.75	3.75	9.4	同左	15.81
	14.	43.39	43.39	107.82	同左	2,800
	15.	31.56	31.56	17.97 ※5	同左	100
公 共 料 金	16.	0.09	0.08	0.07~0.08	同左	0.09
	17.	0.26	0.58	0.22~0.47	0.35~0.55	0.88
輸 送	18.	881~945 ※6	1,678.89 ※5	1,700~1,950 ※6	1,300~1,450 ※4	2,400 ※6
自 動 車	19.	15,173.43 ※7	15,646.78 ※6	24,000.00 ※7	同左	31,900.00 ※7
	20.	29,847.21 ※8	29,847.21 ※7	56,000.00 ※8	同左	40,000.00 ※8
	21.	0.33	0.33	0.30	同左	0.34
為 替	22.	38.027 ペソ		13,912 ドン		328 チャット
経 済 指 標	23.	1,021 万人 (7,472 万人)	292 万人 (7,472 万人) ※8	254 万人 (7,806 万人)	510 万人 (7,806 万人)	450 万人 (4,725 万人)
	24.	909	同左	337	同左	277
	25.	9.7	同左	5.9	9.0	46.7
	26.	18.4		N.A.	N.A.	12.0
	27.	10.1	同左	8.9	6.6	N.A.
	28.	N.A.		36 (1) ※9	75 (5)	313 (20)
	29.	971 (659) ※9		432 (80) ※10	592 (21)	777 (27) ※9
税 制	30.	33% 2000年より32%。但し、98年1月1日より最低 法人税制度が導入されている。これにより、通常 の法人税額が最低法人税額(2%)を下回る場合 には、最低法人税額を納付する。		25% 外資法および細則で優遇分野Ⅰ~Ⅲが決められ ており、それぞれ税率が20%、15%、10%と設け られている。		30%
	31.	33% 居住者は、フィリピン人、外国人を問わず、5~ 33%の累進課税である。最高税率は2000年以降 32%となる。		50% 外国人は、183日以上滞留者は課税対象とな り、定期収入の場合、800万ドン/月から累進課 税が適用される。税率は、10%~50%の5段階に 分けられる。		15%
製造業等 に対する投資 優遇措置	投資誘致機関により優遇措置が異なる。投資委員 会 (BOI) は、87年オムニバス投資法に基づき、 優先活動分野に投資する事業体に対して、内外を 問わず、法人所得税 (最高8年) の免除などの優 遇措置を付与している。フィリピン経済区庁 (PEZA) は、原則として生産品の100%を輸出 する企業に対して、法人所得税の免除や輸入資本 財に対する免税措置などを講じている。		外国投資法に規定された投資奨励分野・投資奨励 地域にしたがって、外国投資資本企業及び事業協 力契約に参加する外国側パートナーは、初めて利 益を伴った時点から最長2年間の利益税の免除 を受けけることができ、さらに最長2年間の利益 税の50%免除を受けることができる。さらに投資 奨励基準を複数満たす外国企業及び事業協力契 約には、初めて利益を伴った時点から最長4年間 の利益税免除を受けることができ、さらに最長4 年間の利益税50%免除を受けることができる。特 別奨励投資の場合、利益税の免除機関は最長8年 間である。これらの税率は投資認可証に記載さ れ、事業内容が変更した場合、財務省によって変 更される。		①商業生産開始後3年 間の法人所得税免除。 ②機械設備等の関税及 び国内諸税の免除。③ 商業生産開始後3年以 内の輸入原材料は関税 または国内諸税を免除。 ④製品輸出によって 得られた利益の上限 50%までを所得税免 除。⑤固定資産への加 速度減価償却。⑥研究 開発費用を課税額から の控除。	

(通貨単位:米ドル)

		デリー (インド)	ムンバイ (インド)	カラチ (パキスタン)	コロンボ (スリランカ)	横浜 (神奈川県)
賃 金	1.	116~163	75~153	111~157	46~70	2,917 ※1
	2.	209~280	184~349	211~309	75~127	3,913~4,207
	3.	645~1,096	401~938	533~769	162~324	4,857~5,674
	4.	2.5 ※1	2.3 ※1	57/月 ※1	39.39/月 ※1	44.34/日 ※2
	5.	基本給の1~2.4ヵ月分 ※2	同左	基本給の1~2ヵ月分	基本給の1.24ヵ月分	基本給の5.23ヵ月分
	6.	1952年共済基金法では、基本給3,500ルピー以下の労働者に対しては、雇用者は給与の8.33%の基金を拠出する義務がある。 ※3		基本給3,000ルピー以下の被雇用者については雇用主が給与月額7%を社会保障分担保金として州政府に納付。	EPF (Employees Provident Fund) → 雇用者12%、被雇用者8%、ETF (Employee Trust Fund) → 雇用者3%	雇用者負担のものとして、健康保険、厚生年金、雇用保険、労災保険、児童手当などがある。
	7.	N.A.	N.A.	18→18→15	8.3→5.9→12.3	2.4→0.5→△0.4
地 価 ・ 事 務 所 賃 料 等	8.	13.96 ※4	27.92 ※2	4.7~6.9 ※2	0.25 ※2	1,361.87 ※3
	9.	32.88 ※5	11.40~15.60 ※3	5.2~6.24 ※3	13.26 ※3	28.54~35.93 ※4
	10.	1,163~1,861 ※6	3,490~4,188 ※4	966~ ※4	1,146~1,432 ※4	6,897~9,736 ※5
通 信 費	11.	69.80	69.80	966~	189.79	620.20
	12.	5.82	11.63	4.5 ※5	4.30	25.47
	13.	3.35	3.4	2.3	3.04	5.19
	14.	193.35	69.8	14	N.A. ※5	24.34
	15.	14.0	34.9	11.57 ※6	18.6	32.45
公 共 料 金	16.	0.07	0.07~0.1	0.06 ※7	0.07	0.14
	17.	0.05	0.07~0.28	0.30~0.38	0.36	0.19~0.33
輸 送	18.	2,149 ※7	1,546 ※5	1,715 ※8	1,540 ※6	N.A.
自 動 車	19.	10,866 ※8	19,285 ※6	13,845 ※9	20,053 ※7	12,170 ※6
	20.	60,173 ※9	63,187 ※7	115,942 ※10	59,443 ※8	28,398 ※7
	21.	0.56	0.61	0.46	0.72	0.76
為 替	22.	42.98 ルピー		51.75 ルピー	69.8148 ルピー	123.25 円
経 済 指 標	23.	1,170 万人 (9億8,100万人)	1,500 万人 (9億8,100万人)	980 万人 (1億3,450万人)	220 万人 (1,878万人)	842 万人
	24.	432	同左	435	837	26,102
	25.	13.2	同左	6.09	9.4	0.3
	26.	12.5	同左	8.0	14.9	
	27.	N.A.	N.A.	6.1	9.1	5.2
	28.	1,191 (67)	同左	N.A.	344 (18) ※9	(402) ※8
	29.	7,468 (311)	同左	300.7 ※11 (44.4)	1,566 (86)	
税 制	30.	38.5% 99年度予算案(2月発表)にて決定。増税による歳入増により財政赤字削減を図ることが狙い。外国法人の税率は48%。		公営企業: 33% 銀行: 58% その他: 43%	35%	30% 地方税(法人事業税、県民税、市町村税)が別途掛る。
	31.	30%		20%	35%	37% 地方税(県民税、市民税)が課税所得金額に応じ別途掛る。
製造業等に対する投資優遇措置		輸出加工区(EPZ)立地企業ならびに100%輸出指向型企業には5年間の法人税免除。石油精製部門への投資は7年間の法人税免除。輸出促進のための資本財輸入(EPCG)スキーム: 輸入資本財のCIF価格の4~6倍相当額の輸出を一定期間内に達成することを条件に当該資本財の関税を減免。		投資初年度の投資額の70~90%及び投資額の30~50%を減価償却と認め、課税控除額に加算。外資100%企業の設立が可能で、国内借り入れの制限がなくなった。	当市規模により6年から15年間法人税が免除、②輸出入には一切関税はかからない、③国家治安賦課税(National Security Levy)は、製造用として輸入する資本財には0.5%が適用(一般消費財は5.5%)、④高度技術投しには様々な優遇措置、⑤株式の売却益にかかる所得税の免除、⑥電子産業の高度な技術移転に対する公的補助、⑦輸出入管理法の適用免除。	日本では外国企業の投資支援策として、①特定対内投資事業者に対する優遇税制、②産業基盤整備基金による特定対内投資事業者への債務保証制度、③日本開発銀行による低利融資制度がある。また、神奈川県では、県内の工業団地等に立地しようとする企業に対し、産業立地促進融資制度を用意しているほか、県内市町村でも各種助成、融資や税制面での支援を行っている。

(註)

(ソウル)

- ※1. 改訂年月日：98年9月1日
- ※2. 天安外国人企業専用団地
- ※3. ソウル市鐘路区永豊ビル
- ※4. ソウル市龍山区西永庫洞新東亜アパート
- ※5. 保証金含む
- ※6. 産業用低圧電力
- ※7. 天安工業団地→釜山港→横浜港
- ※8. アバンテ（現代）
- ※9. ベンツ S320
- ※10. 3年物国庫債利率（6月8日付）

(北京)

- ※1. 1～3については北京日本人商工会議所の賃金実態調査に基づく（98年9月実施）。
- ※2. 改定年月日：99年5月1日
- ※3. 北京経済技術開発区
- ※4. 万源ビジネスセンター
- ※5. 在北京日系マンションの平均的な価格
- ※6. シトロエン 1.4 IRLC（合弁生産）
- ※7. ベンツ E280
- ※8. 18,423元／人（98年）を、IFSによる対ドルレート（98年平均）で換算（1人民元＝8.2790）

(上海)

- ※1. 改訂年月日：99年4月1日
- ※2. 上海市松江工業区
- ※3. 虹橋開発区オフィスビル
- ※4. 古北地区2LDK～3LDK
- ※5. シトロエン 1600cc
- ※6. クラウン 2800cc（輸入）

(大連)

- ※1. 改訂年月：99年6月1日
- ※2. 大連工業団地開発管理（有）
- ※3. 森茂大厦（森ビル） ※ネット価格
- ※4. 博愛大厦（トーメン合弁）
- ※5. サンタナ 1600cc
- ※6. Audi 1800cc

(しん陽)

- ※1. 改訂年月：97年7月
- ※2. しん陽経済技術開発区管理委
- ※3. しん陽新世界大酒店
- ※4. しん陽新世界大酒店 ※ネット価格
- ※5. サンタナ 1600cc
- ※6. Audi 1800cc
- ※7. 97年データ
- ※8. 97年データ

(深せん)

- ※1. 改訂年月：99年5月
- ※2. 社会保障費負担が法的に義務づけられていない為、料率を0%とする企業もある。なお、料率及び企業、個人負担率については深せん戸籍労働者の場合のものを記載。
- ※3. 深せん市布吉鎮
- ※4. 国際金融大厦
- ※5. 深せん市宝安区縣城
- ※6. カローラ
- ※7. クラウン（香港トヨタ）
- ※8. 97年データ
- ※9. 97年データ

(中国香港)

- ※1. Tai Po Industrial Estate（出所：工業省）
- ※2. 金鐘、パシフィックプレイス
- ※3. 太古城

- ※4. カローラ
- ※5. クラウン

(台北)

- ※1. 改訂年月日：97年10月16日
- ※2. 五股工業区標準工場
- ※3. 台北市東区オフィスビルの平均賃料
- ※4. 台北市天母地区マンションの平均賃料
- ※5. うち88.9ドル保証料
- ※6. 台北近郊より
- ※7. ターセル1500cc
- ※8. ベンツE280エレガンス
- ※9. 3段階にわかれる

(シンガポール)

- ※1. 質問項目1～3は、シンガポール日本商工会議所の調査に基づく(98年10月実施)。
- ※2. 年次補充給(AWS)1ヵ月含む。
- ※3. ジュロン工業団地(賃料年額、99年1月1日改訂)
- ※4. ホンリヨン・ビルディング(ラッフルズ・プレイス地区)
- ※5. バレーパーク(リバーバレー地区)(2ベッドルーム)
- ※6. 99年7月1日改訂、税・諸経費込み。
- ※7. トラック輸送費104.23ドル、横浜港までの海上運賃600ドル(国土が狭いため工場や最寄港による費用の差異はない)
- ※8. 日産サニー(AT)1,500cc(車両購入権[COE]、諸費用込み)
- ※9. トヨタ・クラウン(AT)3,000cc

(バンコク)

- ※1. 改訂年月日：98年1月1日
- ※2. アマタナコン工業団地
- ※3. ラジャナコンビル、南サトーン通り
- ※4. ミトコンマンション、ラジャダムリ通り
- ※5. 内訳は保証金78.69ドル、工事費96.65ドル
- ※6. アマタナコン団地→レムチャバン港(121.34<sup>ドル</sup>)、レムチャバン港→横浜港(1,350<sup>ドル</sup>)
- ※7. トヨタ・カローラ1.6GXI/AT
- ※8. トヨタ・クラウン3.0AUTO

(クアラルンプール)

- ※1. 質問項目1～3は、マレーシア日本人商工会議所(JACTIM)の調査に基づく(98年10月実施)
- ※2. Selangor Science Park
- ※3. クアラルンプール市内Menara IMC
- ※4. クアラルンプール市内Mt Kiara
- ※5. シャーアラム→クラン港→横浜港
- ※6. プロトン・ウィラ
- ※7. ベンツE280

(ジャカルタ)

- ※1. 改訂年月日：99年4月1日(西ジャワ州)
- ※2. 国有社会保険会社ジャムソステック社での適用率、老齢保険のみ雇用者3.7%、被雇用者2%、それ以外は全額雇用者負担。
- ※3. KIIC、MM2100工業団地の分譲価格。
- ※4. SUMMITAMASビル
- ※5. CITRA Regency
- ※6. 加入料は電話器本体価格に含まれており、別途支払いは不要。本体価格は、Motorola Startac Vが799.51ドル。
- ※7. 内陸輸送はプカシ工業団地からタンジュン・プリオク港まで。
- ※8. トヨタ・カローラ1800XLI
- ※9. トヨタ・クラウン3000Automatic
- ※10. 6月7日が総選挙実施日に当たっていたため、6月4日のレートを採用。
- ※11. いずれも推定値。
- ※12. ジャカルタ首都特別州
- ※13. 99年6月24日時点
- ※14. 労働人口9,132万人、失業者数1,366万人(推定)

(バタム島)

- ※1. 改訂年月日：99年4月1日

- ※2. バタミンド工業団地の賃料は、土地及び建物の賃料（年額）。年間管理費 1.10S<sub>₹</sub>/m<sup>2</sup>は含まず。
- ※3. バタミンド工業団地内（月額賃料）。サービス料金 2.00S<sub>₹</sub>/m<sup>2</sup>は含まず。
- ※4. ナゴヤ・タウン（家具付き）
- ※5. 通常、シンガポールで加入。
- ※6. バタミンド工業団地→シンガポール港、シンガポールから横浜港までの海上運賃は、シンガポールの項を参照（※7）
- ※7. 日産サニーEX サルーン AT（1,600cc）
- ※8. ベンツ E280
- ※9. バタム島の人口（98年末）

（マニラ）

- ※1. 改訂年月日：98年2月6日
- ※2. フィリピン日本人会商工会議所の調査に基づく（97年12月実施）
- ※3. 日系工業団地（バタンガス州）
- ※4. パシフィックスター・ビルディング（マカティ市）
- ※5. サルセドI・コンドミニウム（マカティ市）
- ※6. ラグナ州→マニラ港→横浜港
- ※7. ホンダ・シビック 1.5LXI
- ※8. トヨタ・カムリ 2.2SP
- ※9. フィリピン経済区庁（PEZA）認可統計を使用

（セブ）

- ※1. 改訂年月日：98年10月1日
- ※2. セブ・テクノパーク・ニューセブタウンシップ
- ※3. Keppel Center
- ※4. La Pacita Pention
- ※5. マクタン島→セブ港→横浜港
- ※6. ホンダ・シビック 1.5Lxi
- ※7. トヨタ・カムリー2.2SP
- ※8. セブ市の人口

（ハノイ）

- ※1. 改訂年月日：96年7月1日
- ※2. サイドン工業団地における平方メートル当たり年額リース料
- ※3. インターナショナル・センター
- ※4. Villa Thanh Cong
- ※5. 月額基本料、市内通話 1,800 ドン/分
- ※6. ハノイ→ハイフォン港（200～250<sub>₹</sub>）、ハイフォン港→横浜港（1,500～1,700<sub>₹</sub>）
- ※7. トヨタ・カローラ
- ※8. BMW323（2.5L）
- ※9. 認可ベース、98年の全国は228件（うち日本は13件）
- ※10. 認可ベース、98年の全国は36億5,760万<sub>₹</sub>（うち1億3,800万<sub>₹</sub>）

（ホーチミン）

- ※1. ビエンホア工業団地における平方メートル当たり年額リース料
- ※2. OSIC ビル
- ※3. ビューティコート
- ※4. ホーチミン→サイゴン港（100～150<sub>₹</sub>）、サイゴン港→横浜港（1,200～1,300<sub>₹</sub>）

（ヤンゴン）

- ※1. ワーカーはチャット払いが多い。その他は米ドル兌換券（FEC）払いが一般的。
- ※2. ミンガラドン工業団地（50年リース契約の月額リース料、共益費、税を含む）
- ※3. さくらタワー（市内中心部、共益費込み）
- ※4. さくらレジデンス
- ※5. 年1回12ヵ月前納
- ※6. 20ftのコスト。ヤンゴンでは40ftコンテナの入手困難。
- ※7. ホンダ・アコード（97年式モデルの在庫品）
- ※8. トヨタ・クラウン（CIF 価格）。MIC 認可案件の場合は、無税で輸入が可能。それ以外は輸入ライセンス料、関税など高額な諸経費が必要。現在、一般の輸入ライセンス入手は非常に困難。
- ※9. 97年度分（97年4月～98年3月）

（デリー）

- ※1. 改訂年月日：99年2月1日（技術工）
- ※2. 1965年賞与法により月額（基本給）2,500ルピー以下の給与所得者に対しては、年間給与の8.33%という最低給与額が定めてある。

- ※3. 1952年従業員共済基金法では月額3,500ルピー以下の労働者に対しては、雇用者は基本給（月額）の最低8.33%を拠出する義務があり、労働者も同様に比率の拠出となっているが、一般的慣行としては、雇用者側が法定レベル以上を負担している。
- ※4. ハリヤナ州レワリ工業団地
- ※5. Gopal Das Bldg（コンノートブレース）
- ※6. グレーター・カイヤッシュ
- ※7. ニューデリー→新ムンバイ港→横浜港
- ※8. MULTI “Esteem” LX 1500
- ※9. ベンツ 250D

（ムンバイ）

- ※1. 改訂年月日：99年4月1日（エンジニア）
- ※2. タロージャ工業団地における平方メートル当たり年額リース料
- ※3. メーカーチェンバー
- ※4. ジュピター・アパート（コラバ地区）
- ※5. 新ムンバイ→横浜港
- ※6. ホンダ・シティ 1500
- ※7. ベンツ 250

（カラチ）

- ※1. 改訂年月日：98年3月1日
- ※2. シンド工業団地
- ※3. ステートライフビル No.11
- ※4. ディフェンス及びクリフトン
- ※5. 別途消費税（15%）が必要
- ※6. PAKTELのPERSONAL PLUS PACKAGE利用の場合
- ※7. 5,000KWまでで、通常時間帯（午前7時～午後6時）の料金。別途、固定料金（月額5.60ドル/月）が必要。
- ※8. コーランギ工場団地→カラチ港（77ドル）、カラチ港→横浜港（1,638ドル）
- ※9. トヨタ・カローラ
- ※10. トヨタ・クラウンスーパーサルーン 2,800cc
- ※11. 98年7月～99年3月期の数値

（コロンボ）

- ※1. 改訂年月：97年11月
- ※2. シータカワ工業団地（年間リース料）
- ※3. コロンボ中心部
- ※4. コロンボ市内
- ※5. 加入料は電話器本体価格に含まれており、別途支払いは不要。本体価格は143～430ドル。
- ※6. 内陸輸送はコロンボ市内および近郊からコロンボ港まで。
- ※7. カローラ 1300cc
- ※8. クラウン 3000cc
- ※9. スリランカ投資委員会（BOI）作成資料

（横浜）

- ※1. 質問項目1～3は、98年横浜市職種別民間給与実態調査に基づく
- ※2. 改訂年月日：98年10月1日
- ※3. 98年9月30日現在の工場適地調査の神奈川県工場適地平均価格。
- ※4. ㈱生駒データサービスシステムより入手。関内、横浜西口、新横浜地区の平均賃料。
- ※5. ㈱菊池オリエンタルエンタープライズより入手。平均的な坪単価は110～118ドル。
- ※6. トヨタ・カローラ EXサルーンリミテッド
- ※7. トヨタ・クラウンロイヤルサルーン
- ※8. 98年10月時点、出所：「外資系企業総覧1999」東洋経済新報社

## 第10回

# アジア主要都市・地域の 投資関連コスト比較

1999年12月調査

日本貿易振興機構

海外調査部

ジェトロは、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロがかかる損害の可能性に知らされていても同様とします。

アジア主要都市・地域の投資関連コスト比較 (99年12月)

(通貨単位:米ドル)

	都市周辺	ソウル (韓国)	中国香港 (中国)	台北 (台湾)
賃 金	1.ワーカー(一般工職)	681~1,220	693~1,530	614~933
	2.エンジニア(中堅技術者)	912~11,211	1,266~2,030	949~1,519
	3.中間管理職(部課長クラス)	1,387~1,798	2,277~3,973	1,582~2,056
	4.法定最低賃金	323/月 ※1	n.a.	501/月 ※1
	5.賞与支給額(固定賞与+変動賞与)	基本給の7.3ヵ月分	基本給の0.4~1.23ヵ月分	基本給の2ヵ月分
	6.社会保障負担率 〔特記事項〕	基本給の13.4%	給与額に対する負担率 0%~50%のうち被雇用者 5~15%	① 健保:給与の4.25%~。企業6、本人3、政府1で分担 ② 労工保険(含む失業保険):給与の6.5%~。企業7、本人2、政府1で分担
	7.名目賃金上昇率(96年→97年→98年)(%)	11.9→7.0→△2.5	6.4→7.0→2.2	4.1→4.5→2.8
地 価 ・ 事 務 所 賃 料 等	8.工業団地(土地)購入価格(㎡当たり)	138.30 ※2	309 ※1	949 ※2
	9.事務所賃料月額(㎡当たり)	38.60 ※3	39~53 ※2	29.7 ※3
	10.駐在員用住宅借上料(月額)	2,043.18 ※4	2,191~4,253 ※3	1,740 ※4
通 信 費	11.電話架設料	223.05	61	94.9
	12.電話基本料金月額	2.23	12~14	12.7
	13.国際通話料金(日本向け3分間)	2.19	0.38	2.66
	14.携帯電話加入料	62.46 ※5	0	110.7 ※5
	15.携帯電話基本通話料(月額)	16.06	34~191	0.19
公 共 料 金	16.業務用電気料金(KWh 当たり)	0.04	0.13	0.104(6~9月) 0.082(10~5月)
	17.業務用水道料金(m3)	0.62	0.01~0.77	0.158(1~20) 0.206(201~)
輸 送	18.コンテナ輸送(40フィートコンテナ) (工場→最寄り港→横浜港)	2,237.46 ※6	819~1,019	824
自 動 車	19.乗用車購入価格(1500 ccセダン)	8,993.58 ※7	12,941 ※4	15,185 ※6
	20.高級車購入価格(2500 cc以上のセダン)	114,828.69 ※8	64,304 ※5	76,242 ※7
	21.レギュラーガソリン価格(1 リットル)	1.12	1.29~1.42	0.544
為 替	22.現地通貨対ドルレート(1ドル)	1,120.80 ウォン	7.760 香港ドル	31.61 台湾元
経 済 指 標	23.当該都市の人口(全人口)	1,032.1 万人	669 万人	264 万人
	24.1人当たり GDP(98年)	6,823	24,899	12,333
	25.CPI 上昇率(%、98年)	7.5 1.2(99年10月)	2.8	1.68
	26.プライムレート(%)	8.89 ※9	8.50	4.50
	27.失業率(%、98年)	6.8 4.4(99年11月)	5.7	3.05
	28.外国投資受け入れ件数(うち日本)(98年)	832 (179)	n.a.	1,140 (228)
	29.外国投資受け入れ金額(うち日本)(100万ドル、98年)	8,852 (505)	n.a.	3,740 (540)
税 制	30.法人税(標準税率、%)	16%~28% ※10	15~16%	最高 25%(3段階)
	31.個人所得税(最高税率、%)	40%	2~17%	最高 40%(5段階)



投資インセンティブ	32.製造業等に対する投資優遇措置	韓国政府の進める外国企業対韓投資誘致積極策により、各種優遇措置がある。特に高度技術随伴事業や産業支援事業、外国人投資地域や輸出自由地域入居企業に対しては、租税減税の措置がある。外国人投資地域や外国人専用工業団地の入居企業に対しては土地の賃貸料・使用料など減免制度がある。	外資の優遇措置がないと同時に、規制する法律もない。法人税は一律 15~16%で減免措置も外資に差別はない。危険物や戦略物資の輸入にはライセンスが必要となるが、手続きが簡素化されて極めて短期間に発給される。出資比率も国産化比率についても法律上制限はない。	「産業高度化促進条例」により重要科学技術産業および重要投資産業については 5 年間の法人税免税措置あり。
-----------	-------------------	---	--	--

(通貨単位:米ドル)

		北京 (中国)	上海 (中国)	大連 (中国)	瀋陽 (中国)	深 (中国)	重慶 (中国)
賃 金	1.	85 ※1	214~282 ※1	48~152	105.19	67~111	79~123 ※1
	2.	181	371~522	85~230	134~178	202~272	85~207
	3.	302	397~508	58~386	248~338	336~461	166~286
	4.	40/月※2	51.1 ※2	32.61/月 ※1	99/月※1	66/月(特区内) 51/月(特区外) ※1	25 ※2
	5.	基本給の 2.5カ月分	基本給の 2.1カ月	基本給の 1~2カ月分	基本給の 1~3カ月分	基本給の 0~1カ月分	基本給の 0.6~8.4カ月分
	6.	基本給に対する負担率 雇用者:30~50% 被雇用者:10~20%	雇用者負担:前月の従業員の給与総額の32% ※3 被雇用者負担:前年の本人の平均月額給与の8%	給与額に対する負担率:27~29%	給与額に対する負担率:20~25%	給与額に対する負担率:0~22%のうち被雇用者 0~19% ※2	給与額に対する負担率: (1)養老年金 雇用者:83% 被雇用者:17% (2)失業保険 雇用者:82% 被雇用者:18%
	7.	12.1→3.6→0.2	13.9→7.1→4.3 ※4	10.7→7.1→4.7	6.1→11.6→5.0	16.1→13.4→13.8	11.1→9.8→3.8
地 価 ・ 事 務 所 賃 料 等	8.	60.4 ※3	25 ※5	46 ※2	26 ※2	36~42 ※3	36~45 ※3
	9.	14.4 ※4	24 ※6	47.74 ※3	25 ※3	14 ※4	26 ※4
	10.	3,000~5,000 ※5	1,500~2,500 ※7	3,864.05 ※4	2,927 ※4	362~483 ※5	2,900 ※5
通 信 費	11.	120.8	137.7	84.54	84.54	284	48
	12.	3.99 (個人 2.6)	5.8	4.24	3.39	2	2.9
	13.	1.45/分	4.3	4.35	4.35	2.9 (オプビ-ク) 3.6 (オプビ-ク)	4.3
	14.	77.3	76.4	60.39	62.20	242~302	31
	15.	6.04	6/月+0.048/分 ※8	6.04	6.04	6	6
公 共 料 金	16.	0.05	0.035~0.105 ※9	0.07	0.06	0.10	0.04
	17.	0.12	0.15	0.29	0.17	0.18~0.28	0.18
輸 送	18.	1,018.1	880	386.47	772.95	985~1,184	1,795 ※6
自 動 車	19.	15,700 ※6	15217.4 ※10	14,009.66 ※5	17,512.08 ※5	36,234 ※6	15,700 ※7
	20.	39,855 ※7	44565.2 ※11	42,874.40 ※6	37,439.61 ※6	84,546 ※7	42,270 ※8
	21.	0.29	0.3	0.27	0.27	0.34~0.48	0.31
為 替	22.	8.28 元	同左	8.28 元	同左	同左	同左
経 済 指 標	23.	1,091.5 万人	1307.5 万人	543.2 万人	674.9 万人	395 万人	3,060 万人
	24.	2174	3405	2,079	1,684	4,010	566
	25.	2.4	0.0	0.3	△0.1	△0.7	△3.6
	26.	5.85	n.a.	年利5.58(6カ月)	同左	n.a.	n.a.
	27.	0.60	2.9	3.0	3.1	n.a.	3.5
	28.	651 (53)	1490 (160)	287 (62) ※7	465	1,391 (12)	2,677 (150)
	29.	4,097 (211)	5848 (258)	900 (80) ※7	754	1,664 (89)	2,298 (581)

税 制	30.	15～33%	同左	15～30%	同左	同左	同左
	31.	45%	同左	5～45%	同左	同左	同左
投資インセンティブ	32.	<p>企業所得税率については、全国一律33%(国税30%、地方税3%)である。しかし、外資系企業は以下の条件に合致する場合、税率の優遇措置が受けられる。1.経済特区・経済技術開発区・ハイテク区・保税区の生産企業:15%。2.沿海経済開放区・経済特区・経済技術開発区のある都市の市街区の子産企業:24%。3.経営期間が10年以上の子産企業:「2免3減」(利益計上後2年間免税、その後3年間は半減の15%)を適用。4.年間生産額の70%以上を輸出する企業:5年間の「2免3減」後も15%の税率を適用。5.先進技術型企業:5年間の「2免3減」後、3年間15%の税率を適用。6.利益を再投資し、その経営期間が5年以上の企業:納付済み企業所得税のうち40%を還付。深 市については、税率以外の面でも97年より優遇措置を実施している。・輸出許可証と輸出割当の対象品目以外の製品を生産する新設の外資系企業については、企業自らが製品の国内販売と輸出の比率を決定できる。・市政府に認定された「先進技術型企業」の製品や優良な農業開発企業の製品に対して、100%の国内販売を許可。・外資系企業および外国人の電気代、オフィス賃貸料や医療費など公共料金に対して、中国企業および中国人と同等な価格水準を実行する。また、重慶については、中西部地区に対する優遇税率が一定期間適用された後、その後3年間の企業所得税率は15%とする。</p>					

(通貨単位:米ドル)

		シンガポール (シンガポール)	バンコク (タイ)	クアラルンプール (マレーシア)	ジャカルタ (インドネシア)	バタム島 (インドネシア)
賃 金	1.	398~538 ※1	176	329 ※1	44~83	82
	2.	1,130~1,495 ※1	378	668 ※1	139~242	190
	3.	1,907~2,419 ※1	727	1407 ※1	238~1,208	576
	4.	なし	4.2/日 ※1	なし	31.75/月 ※1	40.08/ ※1
	5.	基本給の1.70~ 1.75カ月分 ※2	基本給の1.6カ月 分	基本給の1.8カ月分	基本給の1カ月分	基本給の1.24カ月 分
	6.	中央年金基金(CPF)により基本給に対する雇用者負担率は20%。ただし、暫定措置として10%まで引き下げられることも認められる。	基本給に対する社会保障基金保険料負担率。 雇用者:4.5% 被雇用者:1.5%	従業員積立基金(EPF)により月給(基本給、手当などの現金支給の金額)に基づき 雇用主負担率は12%、 被雇用者負担率は11%	国有社会保険会社ジャムステック社への加入義務 ①労働災害保険:雇用者負担率は月給の0.24~1.74% ②老齢保険:同 月給の3.7% ③死亡保険:同 月給の0.3% ④健康保険:独身者3%,既婚者6%	
	7.	6.7→5.5→△0.4	9.8→9.7→n.a.	7.18→7.20→7.05	9.5→△43.3→△33.3	
地 価 ・ 事 務 所 賃 料 等	8.	7.48~9.43 ※3	51.79 ※2	49.8 ※2	74~85 ※2	5.96~9.23 ※2
	9.	41.89 ※4	12.69 ※3	17.11 ※3	19 ※3	8.93 ※3
	10.	2,283.25 ※5	1,424.24 ※4	789.48~1,052.64 ※4	2,000 ※4	993.39~1,488.98 ※4
通 信 費	11.	47.05	168.39 ※5	131.58	62.11	48.38
	12.	7.44	2.59	9.21	4.94	4.52
	13.	2.23	3.11	2.61	2.59	3.9
	14.	5.98	103.58	48.69	897.17	17.87 ※5
	15.	20.8	12.95	16.58	10.63	0.43
公 共 料 金	16.	0.05	0.03	0.06	0.0161~0.0193	0.090
	17.	1.21 ※6	0.28~0.41	0.29	0.2291~0.5038	1.01
輸 送	18.	619.12~719.12※7	1466.53 ※6	895.06 ※5	1,252.09 ※5	357.36 ※6
自 動 車	19.	59,070.00 ※8	17,375.77 ※7	14,236.85 ※6	26,265.70 ※6	14,899 ※7
	20.	181,405.80 ※9	85,247.43 ※8	111,052.64 ※7	83,015.87 ※7	50,625 ※8
	21.	0.74	0.34	0.29	0.138	0.14
為 替	22.	1.679 シンガポールドル	38.617 バーツ	3.8 リンギ ※8	7,245 ルピア	同左
経 済 指 標	23.	316.4 万人	565 万人 (6,147 万人)	140 万人 (2220 万人)	956.4 万人 (2億432万人) ※8	27 万人 ※9
	24.	26,710	1,819	3,093	490.28	同左
	25.	△0.3	8.1	5.3	77.63	同左
	26.	5.90	8.25	n.a.	12.5 ※9	同左
	27.	3.2	4.0	3.2	15.0 ※10	同左
	28.	n.a.	485(158) ※9	331 (78)	1,035 (78)	88 (45) ※10
	29.	3,019 (1,056)	6,605 (1,401)	3,329 (476)	13,563.1 (1,330.7)	n.a.
税 制	30.	26%	30%	28%	10~30%	同左
	31.	29%	37%	29%	30%	同左

投資インセンティブ	32.	シンガポールにOHQ(地域統括本部)を置く企業のうち、政府が同ステータスを認定した場合、①OHQ業務による利益に対する法人税を10%に減免、②海外の子会社および関連会社からの配当所得の免税(期間5~10年、延長も可能)。また、OHQ認定企業のうち、実質的に最低1つ以上のグローバル機能を持つ企業に対し、2000年課税年度より最大10年間の免税措置(グローバル統括会社)が得られる。	投資委員会(BOI)が奨励案件に対して、3~8年の法人税免除、機械輸入関税の減免、原材料の輸入関税免除などの優遇措置を付与している。奨励対象案件となるのは、輸出企業、すそ野産業、地方での事業、インフラ関連など広範囲にわたる。	製造業に対する投資優遇措置:98年8月の通産省発表によれば、従来、輸出比率により決まっていた外国資本出資比率の制度が改正。2000年12月31日までの期間、輸出比率に依らず、100%での出資が可能となった。(7業種9分野の産業を除く)。また、MSC(マルチメディア・スーパーコリドー)への進出企業に与えられるインセンティブも従来どおり。	主要機材・補助機材・部品、原材料(操業開始から2年分)の輸入関税免除、輸出企業に対する優遇措置、特定業種に対する優遇措置、KB(保税工場)に対する優遇措置、認定企業に対するタックスホリデー制度などがある。	①島全体が特別経済開発区として保税地区に指定(商品および原材料の輸入は、それらが再輸出されるという条件下で無税)②簡素化された輸出入手続き(通関は約4時間で可能)並びに入国手続き(労働ビザ取得も容易) ③外貨の持ち込み、持ち出しが容易。 ④外資100%可能(15年後には、インドネシアの個人・法人に株式譲渡する義務が生じるが、その比率の規定はない)。
-----------	-----	--	--	--	--	---

		マニラ (フィリピン)	セブ (フィリピン)	ハノイ (ベトナム)	ホーチミン (ベトナム)	ヤンゴン (ミャンマー)
賃 金	1.	137~319	103~126	79~108	77~149	26~43 ※1
	2.	255~433	179~402	187~314	164~277	83~111
	3.	417~824	616~1,1450	476~546	412~563	145~313
	4.	5.26 ※1	4.34 ※1	45/月 ※1	同左	特に法律上の定めなし
	5.	基本給の1ヵ月分	同左	基本給の1ヵ月分	基本給の1ヵ月分	基本給の1~2ヵ月分
	6.	雇用者: 57.5%被雇用者: 38.7% ※2		基本給の20%が料率。 雇用者: 75% 被雇用者: 25%		(名目賃金月額90ドル以上110ドル以下の場合) 雇用者: 62.5% 被雇用者: 37.5% 負担金: 月 4,000 ドル
	7.	13.20→7.75→n.a.	7.63~10.77→ 8.16~9.56→n.a.	n.a.	n.a.	n.a.
地 価・ 事 務 所 賃 料 等	8.	85.00	80.00 ※2	2.6 m <sup>2</sup> /年 ※2	2.25 m <sup>2</sup> /年 ※1	1.88 ※2
	9.	27.58 ※3	7.88 ※3	23~26月/83 m <sup>2</sup> ※3	16~20 m <sup>2</sup> /月※2	19.00 ※3
	10.	1970.6~3,695.0 ※4	369.49~443.39 ※4	1,850 ※4	1,800 ※3	1,500 ※4
通 信 費	11.	132.92	86.22	114.24	128.52	1,550
	12.	28.16	32.61	8.93	同左	7.50
	13.	3.78	3.51	8.52	同左	8.20
	14.	40.64	40.64	107.14	同左	2,800
	15.	32.79	29.56	17.86	同左	100
公 共 料 金	16.	0.09	0.07	0.07	同左	0.09
	17.	0.25	0.54	0.21	0.21	0.88
輸 送	18.	994.60 ※5	1,230 ※5	1,700~1,950 ※5	1,300~1,450 ※4	2,400 ※5
自 動 車	19.	15,001.48 ※6	14,952.21 ※6	24,000.00 ※6	同左	31,900 ※6
	20.	26,357.28 ※7	25,938.52 ※7	56,000.00 ※7	同左	40,000 ※7
	21.	0.35	同左	0.31	同左	0.34 ※8
為 替	22.	40.596 ペソ	同左	14,006.00 ドン	同左	328 チャット ※9
経 済 指 標	23.	1,021 万人 (7,472 万人)	292 万人 ※8 (同左)	254 万人 (7,806 万人)	510 万人 (7,806 万人)	450 万人 (4,725 万人)
	24.	867.70	同左	337	同左	276.9
	25.	9.70	同左	5.9	9.0	49.1
	26.	8.6	同左	n.a.	n.a.	12.0
	27.	9.4 (99年10月)	同左	8.9	6.6	n.a.
	28.	124 (49) ※8		36 (1) ※8	75 (5)	322 (22)
	29.	909 (617) ※9		432 (80) ※9	592 (21)	7,154 (233)
税 制	30.	99年は33%、2000年以降32% この他に住宅手当等に諸手当税として、99年33%、2000年以降32%が課税される。		25% 外資法および細則で優遇分野Ⅰ~Ⅲが決められており、各々税率が20%、15%、10%。		30%
	31.	5%~33%の累進課税制度。2000年以降の最高税率は32%。		50% ※10		15%
投資インセンティブ	32.	投資誘致機関により優遇措置が異なる。主な投資誘致機関は、投資委員会(BOI)とフィリピン経済開発区庁(PEZA)。両者とも最高8年間の法人所得税の免除、外国人労働者の雇用は同じであるが、PEZAは法人所得税免税後、総所得に対する5%の税金を納めるだけで、他の税金は原則として免税される。なお、PEZAの優遇措置を受けるためには、製品の70%以上の輸出義務がある。PEZAは、99年10月、IT(情報技術)産業に対しても優遇措置を与えることを決定し、コンピューターソフトウェア関係企業の誘致に力を入れ始めている。		外国投資法に規定された投資奨励分野・投資奨励地域にしたがって、外国投資資本企業および事業協力契約に参加する外国側パートナーは、初めて利益を伴った時点から最長2年間の利益税の免除を受けけることができ、さらに最長2年間の利益税の50%免除を受けることができる。さらに投資奨励基準を複数満たす外国企業および事業協力契約には、初めて利益を伴った時点から最長4年間の利益税免除を受けけることができ、さらに最長4年間の利益税50%免除を受けけることができる。特別奨励投資の場合、利益税の免除機関は最長8年間である。これらの税率は投資認可証に記載され、事業内容が変更した場合、財務省によって変更される。		①商業生産開始後3年間の法人所得税免除。②工場建設に関わる機械設備・機械部品等の関税または国内諸税を免除。③商業生産開始後3年以内の輸入原材料は関税または国内諸税を免除。④製品輸出によって得られた利益の上限50%までを所得税免除。⑤固定資産への加速度原価償却。⑥研究開発費用を課税対象額からの控除。

(通貨単位:米ドル)

		ニューデリー (インド)	ムンバイ (インド)	カラチ (パキスタン)	コロンボ (スリランカ)	横浜 (神奈川県)
賃 金	1.	115.0~161.0	85.10~140.96	107~155	42~60	3,479 ※1
	2.	207.0~276.0	182.18~264.49	204~301	71~111	4,545~5,507
	3.	637.9~1083.51	624.84~10,000.46	525~758	137~246	5,637~6,962
	4.	2.45/日 ※1	2.40/日 ※1	57/月 ※1	42.02/月 ※1	53.61/日 ※2
	5.	基本給の 1~2.6 カ月分 ※2	基本給の 2.0~2.4 カ月分 ※2	基本給の 1~2 カ月 分	基本給の 1.24 カ月 分	基本給の 4.95 カ月 分
	6.	共済基金(基本給に占める割合) ・従業員 20 人未満 雇用者:10%、被雇用者:10% ・従業員 20 人以上 雇用者:12%、被雇用者:12% ※3		給与 3,000 ルピー以下の 被雇用者については 雇用主が給与の 7%を 負担。	EPF(Employees Provident Fund) 雇用者 :12% 被雇用者: 8% ETF(Employees Trust Fund) 雇用者 : 3%	雇用者負担のものとし て、健康保険、厚生年 金、雇用保険、労災保 険、児童手当などがあ る。
	7.	n.a.	10~15%	18→18→15	8.3→5.9→12.3	2.4→0.5→△4.0
地 価 ・ 事 務 所 賃 料 等	8.	13.80 ※4	27.60 ※3	7.1~47.7 ※2	0.18 ※2	1,624.02 ※3
	9.	19.80 ※5	31.74~52.90 ※4	5.2~5.8 ※3	12.97 ※3	34.35~40.97 ※4
	10.	1,149.95~1,839.92 ※6	3,909.84~5,059.80 ※5	875~ ※4	1,120.57~1,400.72 ※4	5,833~11,667 ※5
通 信 費	11.	87.40	34.50	214	185.60	743.22
	12.	4.37	11.50 ※6	3.9 ※5	4.20	30.52
	13.	3.3	3.31	2.3	2.98	5.35
	14.	191.12	177.10 ※7	14.00	n.a. ※5	29.17
	15.	0.14 ※7	16.10 ※8	11.70 ※6	8.12	38.89~48.61
公共料金	16.	0.07	0.10	0.06 ※7	0.06	0.16
	17.	0.05	0.28	1.40	0.35	0.23~0.39
輸 送	18.	2,327.97 ※8	1,416.61 ※9	1,387 ※8	1,506 ※6	n.a.
自 動 車	19.	11,237.60 ※9	18,560.26 ※10	16,712 ※9	19,610 ※7	14,584 ※6
	20.	60,602.58 ※10	63,845.45 ※11	136,186 ※10	58,130 ※8	42,780 ※7
	21.	0.55	0.76	0.52	0.70	0.88
為 替	22.	43.48 ルピー	同左	51.4 ルピー	71.3920 ルピー	102.85 円
経 済 指 標	23.	1,170 万人 (9 億 8,100 万人)	1,500 万人 (同左)	980 万人 (1 億 3,450 万人)	220 万人 (1,878 万人)	844 万人
	24.	431	同左	435	837	26,102
	25.	13.1	11.89	6.09	9.4	0.3
	26.	12.5	同左	8.0	14.9	-
	27.	n.a.	n.a.	n.a.	9.1	5.3
	28.	1,191(67)	同左	n.a.	344(18) ※9	(402) ※8
	29.	7,468(311)	同左	490(59)	1,566(86)	n.a.
税 制	30.	38.5%		公営企業:33%、銀行: 58%、その他:43%	0~35	30% ※9
	31.	10~33%		30%	35%	37% ※9

投資インセンティブ	32.	輸出加工区（EPZ）企業、100%輸出指向型企業には5年間の法人税が免除。石油精製部門への投資は7年間の法人税免除。輸出促進のための資本財（EPCG）スキーム：輸入資本財のCIF価格の4～6倍相当額の輸出を一定期間内に達成することを条件に当該資本財の関税を減免。	97年11月に投資対象が製造業以外の農業やサービス業に拡大。投資初年度の投資額の70～90%および投資額の30～50%を減価償却と認め、課税控除額を増加。外資100%企業の設立が可能で、国内借り入れの制限なし。ロイヤルティーおよび技術費の支払制限がなく、キャピタルゲイン、収益および配当の資金送金が認められる。	①6～15年間法人税免除。②輸出入関税が無税。③国家治安賦課税(National Security Levy)は、製造業の輸入資本財には0.5%が適用（一般消費財は5.5%）④高度技術投資には様々な優遇措置、⑤株式売却益にかかる所得税の免除、⑥電子産業の高度な技術移転に対する公的補助、⑦輸出入管理法の適用免除	日本では外国企業の投資支援策として、①特定対内投資事業者に対する優遇税制、②産業基盤整備基金による特定対内投資事業者への債務保証制度、③日本政策投資銀行による低利融資制度がある。また、神奈川県では産業立地促進融資制度のほか、県内市町村でも各種助成、融資や税制面での支援を行っている。
-----------	-----	---	---	---	---

【注】

ソウル（韓国）

- ※1 改訂年月日：99年9月
- ※2 天安外国人企業専用団地
- ※3 ソウル市鐘路区栄豊ビル
- ※4 ソウル市龍山区西永庫洞新東亜アパート
- ※5 保証金含む
- ※6 天安工業団地→釜山港→横浜港
- ※7 アバンテ（現代）
- ※8 ベンツ S320 - L
- ※9 12月20日付
- ※10 3年物基準国庫債（99年12月20日付）
- ※11 1億ウォン以下：16%、1億ウォン超過：1,600万ウォン+超過分×28/100

中国香港（中国）

- ※1 Tai Po Industrial Estate（出所：工業省）
- ※2 金鐘、パシフィックプレイス
- ※3 太古城
- ※4 トヨタ・カローラ
- ※5 トヨタ・クラウン

台北（台湾）

- ※1 改訂年月日：97年10月16日
- ※2 五股工業区標準工場
- ※3 民生東路、復興北路
- ※4 天母西路（3LDK）
- ※5 うち91.7ドル保証料
- ※6 ターセル 1500cc
- ※7 ベンツ E280 エレガンス

北京（中国）

- ※1 北京経済技術開発区での調査に基づく
- ※2 改定年月日：99年5月1日
- ※3 北京経済技術開発区
- ※4 同上
- ※5 在北京日系マンションの平均的な価格
- ※6 サンタナ（大衆：フォルクスワーゲン合弁）
- ※7 ビュイック（GM）

上海（中国）

- ※1 上海センターが実施した現地雇用職員人件費等
- ※2 改定日 99年7月1日
- ※3 養老保険、医療保険、失業保険に関する負担割合
- ※4 上海市経済最新動態より平均賃金の上昇率を記載
- ※5 上海市松江工業区の50年使用権価格
- ※6 虹橋開発区オフィスビル
- ※7 古北地区 2LDK
- ※8 基本料金+市内通話料金
- ※9 上海市松江工業区
- ※10 上海大衆サンタナ 2000CC
- ※11 上海 GM ビューイック 3000CC



#### 大連（中国）

- ※1 改訂年月：99年6月1日
- ※2 大連工業団地開発管理（有）
- ※3 森茂大厦（森ビル） ※ネット単価
- ※4 博愛大厦（トーメン合弁）
- ※5 サンタナ 1600cc
- ※6 アウディ 1800cc
- ※7 99年上半期

#### 瀋陽（中国）

- ※1 改訂年月：97年7月
- ※2 瀋陽経済技術開発区管理委
- ※3 瀋陽商貿飯店
- ※4 瀋陽商貿飯店 ※ネット価格
- ※5 サンタナ 1600cc
- ※6 アウディ 1800cc

#### 深セン（中国）

- ※1 改訂年月：99年10月
- ※2 個人負担率については深セン戸籍労働者の場合のものを記載。
- ※3 深セン市布吉鎮
- ※4 国際金融大厦
- ※5 深セン市宝安区縣城
- ※6 トヨタ・カローラ
- ※7 クラウン（香港トヨタ）

#### 重慶（中国）

- ※1 項目1～3は長安鈴木汽車（有）、重慶電装（有）他
- ※2 改正年月日 99年1月1日
- ※3 重慶経済技術開発区
- ※4 重慶賓館商務ビル
- ※5 重慶ホリデイイン
- ※6 当地コンテナ輸送企業
- ※7 サンタナ（国産）
- ※8 ビュイック（国産）

#### シンガポール（シンガポール）

- ※1 シンガポール日本商工会議所の調査に基づく（98年10月実施）
- ※2 年次補充給（AWS）1カ月含む
- ※3 ジュロン工業団地（賃料年額、99年1月1日改訂）
- ※4 DBS スクウェア（ラッフルズ・プレイス地区）
- ※5 アスペンハイツ（リバーバレー地区）（2ベッドルーム）
- ※6 99年7月1日改訂、税・諸経費込み
- ※7 トラック輸送費 119.12ドル、横浜港までの海上運賃 500～600ドル
- ※8 日産サニー（AT）1500cc（車両購入権〈COE〉、諸費用込み）
- ※9 メルセデスベンツ E280（AT）（車両購入権〈COE〉、諸費用込み）

#### バンコク（タイ）

- ※1 改訂年月日：98年1月1日
- ※2 アマタナコン工業団地
- ※3 ラジャナコンビル、南サトーン通り
- ※4 ミトコンマンション、ラジャダムリ通り
- ※5 内訳は保証金 75.57ドル、工事費 92.82ドル
- ※6 アマタナコン団地→レムチャバン港（116.53ドル）、レムチャバン港→横浜港（1,350ドル）
- ※7 トヨタ・カローラ 1.6GXI/AT

- ※8 トヨタ・クラウン 3.0 AUTO
- ※9 99年6月に外国投資の定義を「外国資本1株以上」から「外国資本比率10%以上」に変更

#### クアラルンプール (マレーシア)

- ※1 マレーシア日本人商工会議所 (JACTIM) の調査に基づく (99年10月実施)
- ※2 Selangor Science Park
- ※3 クアラルンプール市内 Menara IMC
- ※4 クアラルンプール市内 Mt Kiara
- ※5 シャーアラム→ポート・クラン→横浜港
- ※6 プロトン・ウィラ
- ※7 ベンツ E280
- ※8 98年9月2日より固定為替制度へ移行

#### ジャカルタ (インドネシア)

- ※1 改訂年月日: 99年4月1日 (西ジャワ州)
- ※2 KIIC、MM2100 工業団地の分譲価格。
- ※3 SUMMITAMAS ビル
- ※4 CITRA Regency
- 5 内陸輸送はブカシ工業団地からタンジュン・プリオク港まで Box rate 1,130+B/L fee 20 + others 102.09。
- ※6 トヨタ・カローラ 1800XLI
- ※7 トヨタ・クラウン 3000Automatic
- 8 いずれも推定値
- 9 99年12月13日時点
- 10 労働人口 9,132万人、失業者数 1,366万人 (推定)

#### バタム島 (インドネシア)

- ※1 改訂年月日: 99年4月1日
- ※2 バタミンド工業団地の賃料は、土地及び建物の賃料 (月額)
- ※3 バタミンド工業団地内 (月額賃料)
- ※4 ナゴヤ・タウン (家具付き)
- ※5 通常、シンガポールで加入
- ※6 バタミンド工業団地→シンガポール港、シンガポールから横浜港までの海上運賃は、シンガポールの項 (※7) を参照
- ※7 日産サニーEX サルーン AT (1,600cc)
- ※8 ベンツ E280
- ※9 バタム島の人口 (98年末)
- ※10 バタム島内バタミンド工業団地への企業進出件数 (99年10月3日現在、金額は不明)

#### マニラ (フィリピン)

- ※1 改訂年月日: 99年5月1日
- ※2 社会保障システム (SSS) の料金。月給 7,000ペソの場合、このうち、697ペソを SSS に納付。
- ※3 パシフィックスター・ビルディング (マカティ市)
- ※4 サルセド I・コンドミニウム (マカティ市)
- ※5 ラグナ州→マニラ港→横浜港
- ※6 ホンダ・シビック 1.5LXI
- ※7 トヨタ・カムリ 2.2GX
- ※8 フィリピン経済区庁 (PEZA) (認可統計)
- ※9 中央銀行統計

#### セブ (フィリピン)

- ※1 改訂年月日: 98年10月1日
- ※2 セブ・テクノパーク・ニューセブタウンシップ
- ※3 Keppel Center
- ※4 La Pacita Pention

- ※5 マクタン島→セブ港→横浜港
- ※6 ホンダ・シビック 1 5Lxi
- ※7 トヨタ・カムリ 2 2GX
- ※8 セブ市の人口

#### ハノイ (ベトナム)

- ※1 改訂年月日：96年7月1日
- ※2 サイドン工業団地における平方メートル当たり年額リース料
- ※3 インターナショナル・センター
- ※4 Villa Thanh Cong
- ※5 ハノイ→ハイフォン港 (200～250 ドル)、ハイフォン港→横浜港 (1,500～1,700 ドル)
- ※6 トヨタ・カローラ
- ※7 BMW323 (2.5L)
- ※8 認可ベース、98年の全国は228件 (うち日本は13件)
- ※9 認可ベース、98年の全国は36億5,760万ドル (うち1億3,800万ドル)
- ※10 99年7月より、最高税率50%が課税される月額所得1億2,000万ドン超へ引き上げ (旧7000万ドン)。

#### ホーチミン (ベトナム)

- ※1 ビエンホア工業団地における平方メートル当たり年額リース料
- ※2 OSIC ビル
- ※3 ビューティコート
- ※4 ホーチミン→サイゴン港 (100～150 ドル)、サイゴン港→横浜港 (1,200～1,300 ドル)

#### ヤンゴン (ミャンマー)

- ※1 ワーカーはチャット払いが多い。その他は米ドル兌換券 (FEC) 払いが一般的。
- ※2 ミンガラドン工業団地 (50年リース契約の月額リース料、共益費、税を含む)
- ※3 さくらタワー (市内中心部、共益費込み)
- ※4 さくらレジデンス
- ※5 20フィートの料金。ヤンゴンでは40ftコンテナの入手困難。
- ※6 ホンダ・アコード (97年式モデルの在庫品)
- ※7 トヨタ・クラウン (CIF 価格)。MIC 認可案件の場合は、無税で輸入が可能。それ以外は輸入ライセンス料、関税など高額な諸経費が必要。現在、一般の輸入ライセンス入手は非常に困難。
- ※8 FEC (米ドル兌換券) とチャットの両方で支払う (10ガロンの場合、15FEC+155チャット)
- ※9 99年12月24日公設交換所レート

#### ニューデリー (インド)

- ※1 改訂年月日：99年2月1日 (技術工)
- ※2 1965年賞与法の下では、月額賃金 (基本給+実質賃金目減り補償手当) が3,500ルピー未満の労働者は、賞与として年間賃金の最低83%を受け取る権利があると定められている。
- ※3 1952年従業員共済基金法が1997年9月22日に法改正。共済基金対象者は基本給が月額5,000ルピー以下の労働者を対象とする。
- ※4 ハリヤナ州レワリ工業団地
- ※5 Gopal Das Bldg (コンノートプレース)
- ※6 グレーター・カイラッシュ
- ※7 1分間 (午前10時～午後9時)
- ※8 ニューデリー→新ムンバイ港→横浜港
- ※9 MULTI 社 “Esteem” LX 1500
- ※10 ベンツ E250D

#### ムンバイ (インド)

- ※1 改訂年月日：99年12月1日 (対象：工業労働者)
- ※2 基本給3,500ルピー以上が対象
- ※3 タロージャ工業団地における平方メートル当たり年額リース料
- ※4 ナリマンポイント地区
- ※5 マルバラヒル地区

- ※6 2カ月分：151UNITまで基本料金に含まれる。大都市が中心。MTNL社
- ※7 うちデポジットが3,000。国際通話と長距離契約の場合。BPL社。
- ※8 175分まで無料。BPL社
- ※9 新ムンバイ港→横浜港
- ※10 三菱ランサーGLXi
- ※11 ベンツ E230

#### カラチ（パキスタン）

- ※1 改訂年月日：98年3月1日
- ※2 シンド工業団地
- ※3 ステートライフビル No 11
- ※4 ディフェンスおよびクリフトン
- ※5 別途消費税（15%）が必要
- ※6 PAKTELのPERSON A L PLUS PACKAGE利用の場合
- ※7 5,000KWまでで通常時間帯（午前7時～午後6時）の料金。別途、固定料金（月額5.60ドル/月）が必要。
- ※8 American President Line 内陸輸送コスト（87ドル）、カラチ港→横浜港（1,300ドル）
- ※9 トヨタ・カローラ
- ※10 トヨタ・クラウンスーパーサルーン 2800cc

#### コロンボ（スリランカ）

- ※1 改訂年月：99年11月
- ※2 シータカワ工業団地（年間リース料）
- ※3 コロンボ中心部
- ※4 コロンボ市内
- ※5 加入料は電話器本体価格に含まれており、別途支払いは不要。本体価格は140～420ドル
- ※6 内陸輸送はコロンボ市内および近郊からコロンボ港まで
- ※7 トヨタ・カローラ 1300cc
- ※8 トヨタ・クラウン 3000cc
- ※9 スリランカ投資委員会（BOI）作成資料

#### 横浜（日本）

- ※1 99年横浜市職種別民間給与実態調査に基づく
- ※2 改訂年月日：99年10月1日
- ※3 98年9月30日現在の工場適地調査の神奈川県工場適地平均価格
- ※4 榊生駒シービー・リチャードエリスより入手。関内、横浜西口、新横浜地区の平均賃料
- ※5 榊菊池オリエンタルエンタプライゼスより入手。平均的な坪単価は107～141ドル
- ※6 トヨタ・カローラ EX サルーンリミテッド
- ※7 トヨタ・クラウンロイヤルサルーン
- ※8 98年10月時点、出所：「外資系企業総覧1999」（東洋経済新報社）
- ※9 地方税（法人事業税、県民税、市町村税）が別途かかる